

第3期

住田町子ども・子育て支援事業計画

(計画期間：令和7年度から令和11年度)

令和8年3月

住田町保健福祉課

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状.....	5
1 統計からみた本町の状況.....	6
(1) 人口の状況.....	6
(2) 出生数の推移.....	7
(3) 児童数の推移.....	8
2 子育て環境.....	9
(1) 保育園.....	9
(2) 小学校.....	9
(3) 中学校.....	10
(4) 放課後児童クラブ.....	10
(5) 放課後こども教室.....	10
3 ニーズ調査.....	11
(1) ニーズ調査の実施.....	11
(2) ニーズ調査の概要.....	11
(3) ニーズ調査の結果（概要）.....	12
4 第2期計画の振り返り.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	35
1 計画の基本理念.....	36
2 基本目標.....	36
3 計画の体系.....	37
第4章 施策の展開.....	38
基本目標：1. 子どもの健やかな育ちへの支援.....	39
(1) 交流の場づくり.....	39
(2) 相談体制の充実.....	40
基本目標：2. 妊娠・出産・育成期における切れ目ない支援.....	42
(3) 妊娠期における支援.....	42
(4) 出産期における支援.....	43
(5) 育成期における支援.....	43

基本目標：3. 配慮を必要とする子ども、子育て家庭への支援	46
(6) 発達支援の充実	46
(7) 経済的支援の充実	47
基本目標：4. 児童虐待の予防と対応	49
(8) 虐待防止対策の充実.....	49
(9) 関係機関との連携体制の充実.....	50
基本目標：5. 保育の充実と環境整備	51
(10) 保育・教育環境の充実	51
(11) 子育て環境の整備	52
第5章 量の見込み及び確保方策	54
1 保育の必要性の認定について	55
2 教育・保育提供区域の設定	55
3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	56
(1) 1号認定（3歳から5歳 保育の必要なし）	56
(2) 2号認定（3歳から5歳 保育の必要あり）	56
(3) 3号認定（保育ニーズ：0歳から2歳）	56
4 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・ 保育等の推進に関する体制の確保	57
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	58
(1) 利用者支援事業	58
(2) 地域子育て支援拠点事業	58
(3) 乳児家庭全戸訪問事業	58
(4) 養育支援訪問事業	59
(5) 子育て短期支援事業.....	59
(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	60
(7) 一時預かり事業（一時保育事業）	60
(8) 延長保育事業.....	60
(9) 病児・病後児保育事業	61
(10) 妊婦健診事業.....	61
(11) 産後ケア事業.....	62
(12) 放課後健全育成事業.....	62
(13) 放課後子ども教室	63
(14) 保育料及び副食費の完全無償化事業.....	63
(15) 多様な事業者の参入促進・能力活用.....	63
6 母子保健事業の評価指標	64

第6章 放課後児童対策の推進	66
1 趣旨	67
2 放課後児童対策の推進	67
(1) 放課後児童クラブの量の見込み及び目標事業量（再掲）	67
(2) 放課後子ども教室の実施計画（再掲）	67
(3) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	67
(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する 方策.....	68
(5) 公的居場所の指定	68
(6) 保健福祉課と教育委員会の連携方策.....	68
(7) 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応	68
(8) 事業の質の向上のための方策.....	68
第7章 計画の推進	69
1 計画の推進体制	70
2 計画の進行管理	70
資料編	71
1 住田町子ども・子育て支援会議設置要綱	72
2 住田町子ども・子育て支援会議委員名簿	74
3 第2期計画 基本目標ごとの施策の展開（実績）	75

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

わが国では、合計特殊出生率の史上最低が平成 17 年の 1.26 とされていたところ、令和 6 年に 1.15 を記録したことで、少子化に対する危機感が一層、取りざたされるようになりました。少子化の原因としては、経済的な不安、女性就業率の向上等に伴う未婚化・晩婚化、子育てに対する不安等があげられました。また子育てを巡る課題は、核家族化の進展による子育て家庭の孤立、女性就業率の向上に伴う保育所待機児童問題なども顕在化していきます。以降、国では特に少子化を意識し、その原因へのアプローチとして、様々な策を講じました。

平成 27 年には、地域における子育て環境の整備や支援の充実を図ることで、子を持つことや子育てへの不安感の軽減を目的に「子ども・子育て支援新制度」が開始され、文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育所とを一元的に扱い、必要な量の確保を図るべく「子ども・子育て支援事業計画」が全国の市町村で一斉に策定されました。

さらに令和元年には「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育の無償化など、子ども・子育て支援を強化しました。令和 4 年には「こども基本法」が制定、令和 5 年 4 月から施行され、同時に「こども家庭庁」が発足し、「こどもまんなか社会」の実現を目指す、施策推進の司令塔の役割を担うことになりました。

こうした流れの中、本町でも、子ども・子育て支援のために必要な施策に取り組み、安心して子どもを産み育てられる地域づくりを進めてきました。平成 27 年度には第 1 期にあたる「住田町子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年度には「第 2 期住田町子ども 子育て支援事業計画（以下、「第 2 期計画」という。）」を策定して、本町の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、様々な施策を推進してきました。

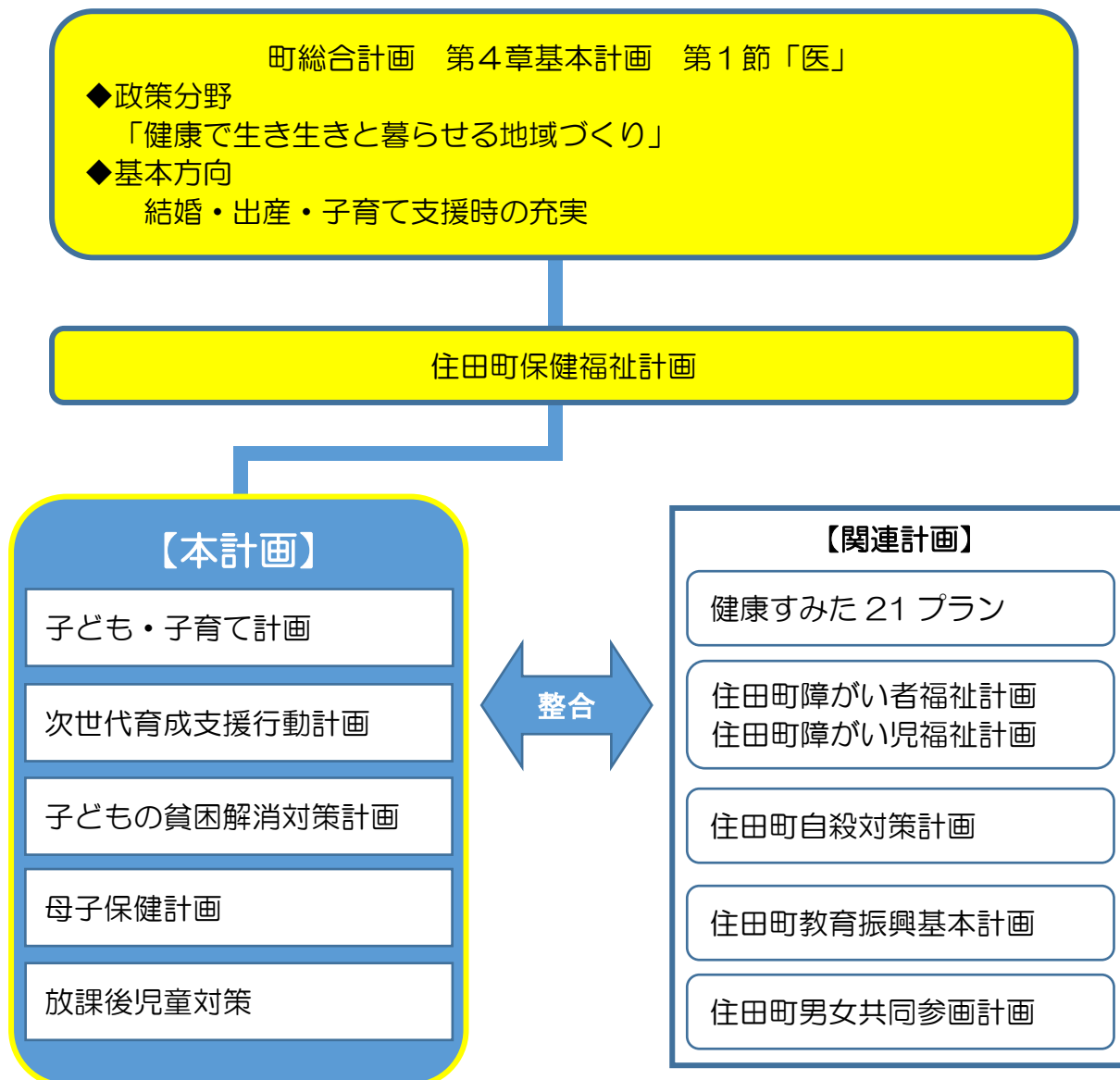
今後も、すべての子どもの育ちが保障され、子どものいるすべての家庭が安心して子育てできるよう「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みと、さらなる子ども・子育て支援の取り組みを推進するため、「こども基本法」の理念を鑑み、新たに「第 3 期住田町子ども・子育て支援事業計画（以下、「第 3 期計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画（以下、「子ども・子育て計画」という。）として位置づけ、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画（以下、「次世代育成支援行動計画」という。）及び子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項で定める市町村計画（以下、「子どもの貧困対策計画」という。）を一体的に策定します。

また、「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」を踏まえた母子保健計画（以下、「母子保健計画」という。）及び「令和 6 年度以降の放課後児童対策について」（令和 6 年 3 月 29 日付けこども家庭庁及び文部科学省通知）に基づく放課後児童対策に関する事項（以下、「放課後児童対策」という。）を包含する計画です。

本計画は、本町の最上位計画である「住田町総合計画（以下、「町総合計画」という。）の「健康でいきいきと暮らせる地域づくり」の政策分野の基本方向のうち、「結婚・出産・子育て支援の充実」を構成する個別計画であり、「住田町保健福祉計画」や「住田町教育振興基本計画」等の子どもの福祉や教育に関するその他の計画との連携・整合性を図りながら、子ども・子育て支援を充実させていくこととします。



3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

なお、社会・経済状況の変化や本町の子どもと家庭を取り巻く状況やニーズの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

	令和 7年度	8年度	9年度	10年 度	11年 度	12年 度	13年 度	14年 度
総合計画	本計画期間					次期 計画期間		
子ども・子育て 支援事業計画	本計画期間					次期 計画期間		

4 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、子育て支援に関するニーズ等を把握するため、未就学児及び小学生の保護者を対象に令和 6 年 10 月に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

(2) 子ども・子育て会議の開催

本計画に保護者や子ども・子育て支援関係者の意見を反映させるため、住田町子ども・子育て会議において計画内容の審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画案の公表により、町民の皆さんからご意見をいただくため、令和 8 年 3 月 4 日から 3 月 15 日までの間、パブリックコメントを実施しました。

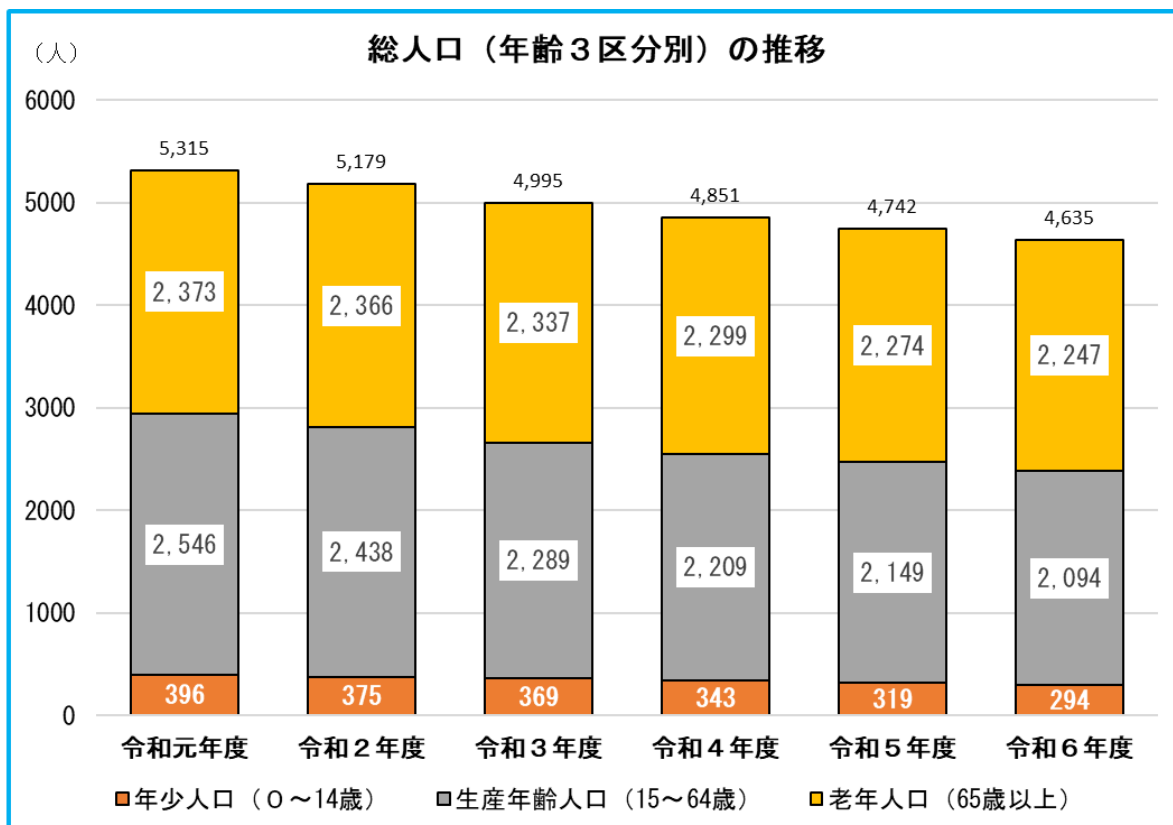
第2章 子どもと子育て家庭 を取り巻く現状

1 統計からみた本町の状況

(1) 人口の状況

本町の総人口は減少傾向で推移しています。令和6年度末（令和7年3月31日現在）4,635人となっており、令和元年度末（令和2年3月31日現在）に比べ、680人の減少となっています。

各区分の人口は年々減少し、年少人口と生産年齢人口の割合は、年々減少している一方で、高齢化率は年々増加しており、少子高齢化が進んでいます。



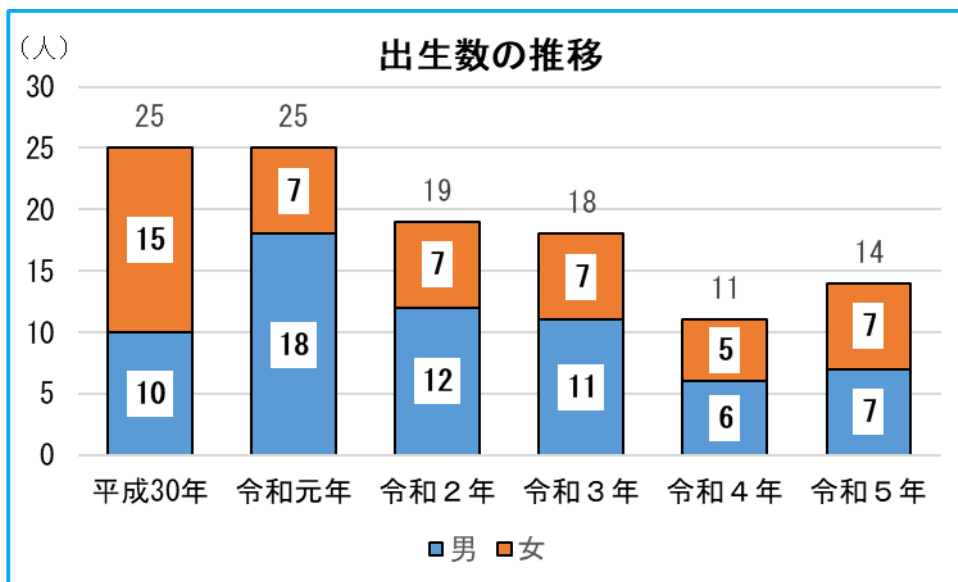
区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年少人口 (0~14歳)	396人	375人	369人	343人	319人	294人
	7.5%	7.2%	7.4%	7.1%	6.7%	6.3%
生産年齢人口 (15~64歳)	2,546人	2,438人	2,289人	2,209人	2,149人	2,094人
	47.9%	47.1%	45.8%	45.5%	45.3%	45.2%
老年人口 (65歳以上)	2,373人	2,366人	2,337人	2,299人	2,274人	2,247人
	44.6%	45.7%	46.8%	47.4%	48.0%	48.5%
総人口	5,315人	5,179人	4,995人	4,851人	4,742人	4,635人

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

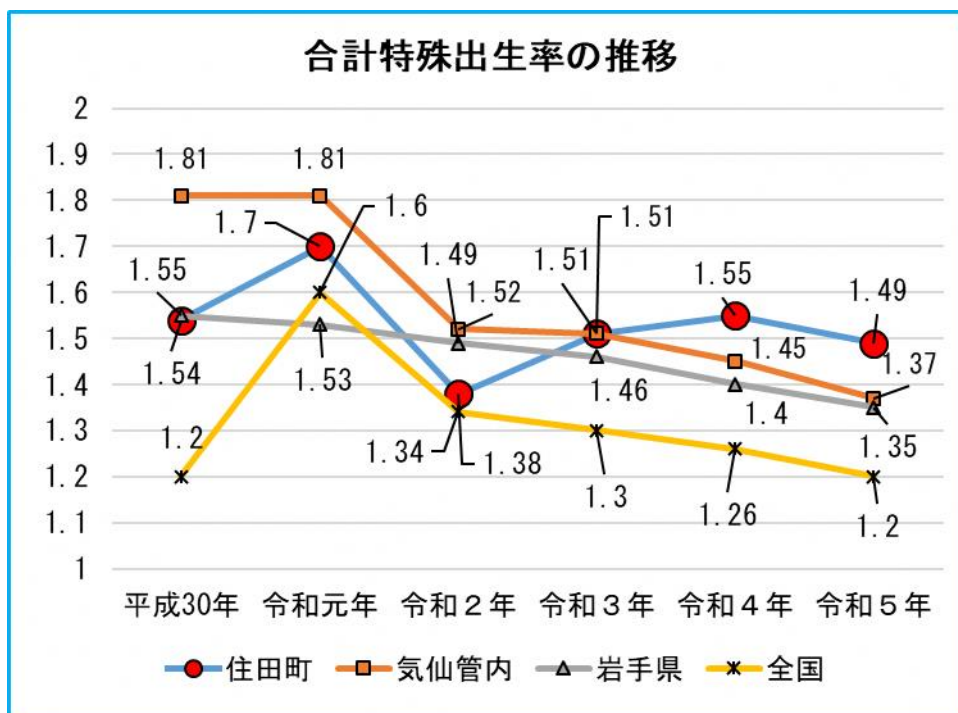
(2) 出生数の推移

出生数は、令和元年まで20人前後で推移してきましたが、令和2年に20人を割り込み、令和4年以降は10人前後で推移しています。

合計特殊出生率は、令和元年の1.7人と令和2年の1.38人以外は、1.5人前後で推移しています。各年とも全国や岩手県平均を上回っており、令和4年以降は気仙管内平均も上回っている状況です。



資料：岩手県保健福祉部「保健福祉年報」

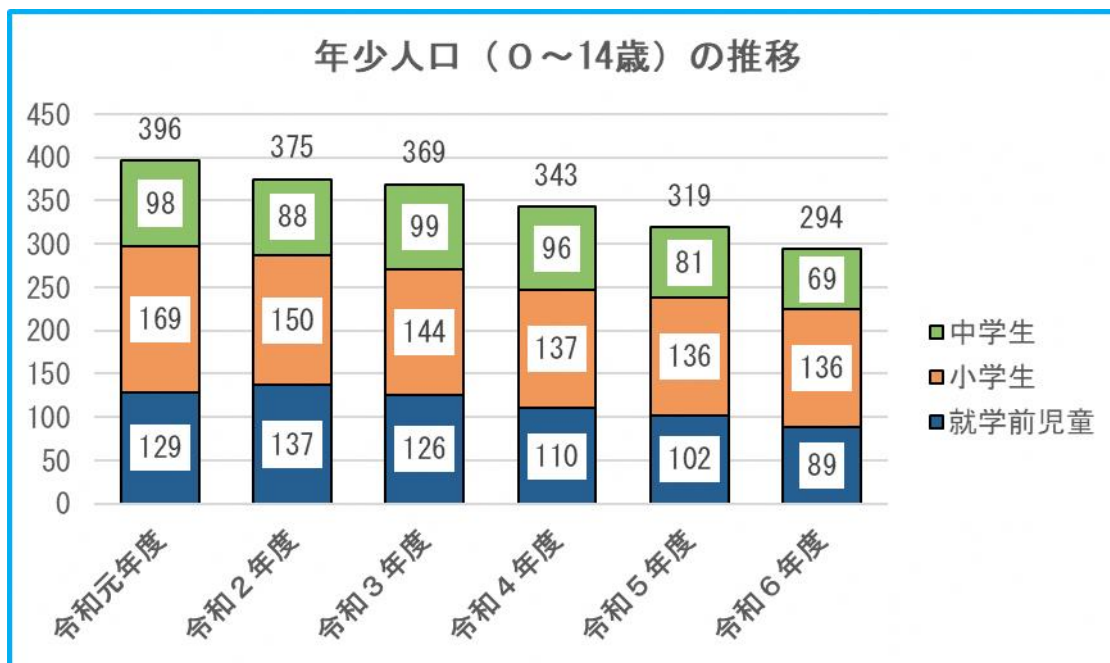


資料：岩手県保健福祉部「保健福祉年報」

(3) 児童数の推移

令和6年度末（令和7年3月31日現在）の年少人口（0～14歳）は294人で、令和元年度末（令和2年3月31日現在）と比較すると102人、25.8%減少しており、就学前児童、小学生、中学生の順に、その減少率は高くなっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によれば、対象期間が異なるものの、令和22年には令和2年の約半数まで年少人口が減少する推計が公表されています。



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前児童 (0～5歳)	129人	137人	126人	110人	102人	89人
小学生 (6～11歳)	169人	150人	144人	137人	136人	136人
中学生 (12～14歳)	98人	88人	99人	96人	81人	69人
合計	396人	375人	369人	343人	319人	294人

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
0～14歳	376人 (100.0%)	309人 (82.2%)	275人 (73.1%)	238人 (63.3%)	213人 (56.6%)

資料：『日本の地域別将来推計人口』（令和5年推計）

2 子育て環境

(1) 保育園

令和7年4月1日現在、世田米保育園と有住保育園の町立保育園を2か所設置しています。平成14年度、町内全ての幼児が平等に保育と教育を受け、学校教育への円滑な移行が図られるよう、町立幼稚園と保育園を一体化する幼保一元化が導入されています。

現在、保育園では保護者の就労等の有無にかかわらず、2号認定児童にあたる3歳から5歳までの児童を全員入所とし、また、3号認定児童にあたる0歳から2歳までの児童の受け入れも行っており、世田米保育園においては生後6か月から、有住保育園においては生後8か月からの受け入れを行っています。

令和6年4月1日現在の保育園利用児童数は98人で、令和元年度からの6年間で13人、11.7%減少しています。また両保育園合計定員170人に対する利用率も令和元年度の65.3%から令和6年度の57.6%と、約8ポイント減少しています。

名称	開設年月	位置	定員
世田米保育園	昭和39年10月	世田米字火石33番地	80人
有住保育園	昭和39年10月	上有住字山脈地107番地1	90人

認定区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号認定児童 (3歳～5歳)	73人	61人	66人	66人	66人	65人
3号認定児童 (0歳～2歳)	38人	53人	54人	39人	39人	33人
合計	111人	114人	120人	105人	105人	98人

資料：教育委員会（各年4月1日現在）

(2) 小学校

令和7年4月1日現在、世田米小学校と有住小学校の2校を設置しています。

同年5月1日現在の児童数は133人で、令和元年からの6年間で39人、22.7%減少しています。

そのため、有住小学校では平成27年から複式学級を設置しています。

通学については、世田米小学校は川口・大股地区の児童はスクールバスで、有住小学校は旧下有住小学校区及び坂本地区の児童はスクールバスで、旧五葉小学校区の児童は町コミュニティバスで、一般町民との混乗により通学しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世田米小学校	101人	100人	93人	88人	90人	83人
有住小学校	71人	68人	58人	54人	46人	50人
計	172人	168人	151人	142人	136人	133人

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

(3) 中学校

令和6年4月1日に世田米中学校と有住中学校を統合し、町内には住田中学校のみの設置となっており、校舎は旧世田米中学校校舎を使用しています。

通学については、旧世田米中学校区では川口・大股地区の生徒及び旧有住中学校区の生徒全員がスクールバスで通学しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世田米中学校	63人	64人	60人	62人	57人	—
有住中学校	38人	33人	27人	35人	38人	—
住田中学校	—	—	—	—	—	80人
計	101人	97人	87人	97人	95人	80人

資料：教育委員会（各年5月1日現在）

(4) 放課後児童クラブ

平成18年4月に世田米小学校児童の放課後や長期休み中の居場所づくりとして、保護者及び有志で世田米学童クラブを設置、運営しています。

設立当初の受け入れは、10人程度であったところ、令和6年5月現在利用人数が52人と全校児童の62.7%が利用している状況です。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童クラブA (ふれあい館)	23人	24人	23人	17人	25人	24人
学童クラブB (生活改善センター)	16人	25人	21人	30人	27人	28人
計	39人	49人	44人	47人	52人	52人

(5) 放課後こども教室

平成20年3月に上有住小学校と下有住小学校が統合したことにより、児童の放課後等の居場所づくりが急務とされたことから、上有住地区公民館と下有住地区公民館に放課後子ども教室が開設されました。

上有住地区公民館は、スクールバス利用までの居場所として利用する児童が多く、下有住地区公民館は、同地区内に住み、保護者の帰宅を待つ児童の利用が多い状況です。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上有住地区	55人	45人	34人	39人	29人	22人
下有住地区	24人	23人	23人	15人	17人	21人
計	79人	68人	57人	54人	45人	45人

3 ニーズ調査

(1) ニーズ調査の実施

第3期計画の策定にあたり、現状を分析して課題等を整理するとともに、町民の子育てに関する実態やご意見などを把握するため、ニーズ調査の実施、並びにその結果に伴う意見交換会を実施しました。

(2) ニーズ調査の概要

- 調査対象者：住田町内在住の「就学前児童」がいる世帯・保護者
住田町内在住の「小学生児童」がいる世帯・保護者
※対象は全家庭とし、「就学前児童」は0歳から5歳、「小学生児童」は6歳から11歳（令和6年4月1日現在）を対象としています。
- 調査期間：令和6年10月28日～令和6年11月11日
- 調査方法：保育園・小学校を經由し配布・回収／郵送による配布・回収

区分	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	77件 (105件)	42件 (85件)	54.5% (81.0%)
小学生児童	106件 (136件)	57件 (111件)	53.8% (81.6%)
計	183件 (241件)	99件 (196件)	54.1% (81.3%)

※（ ）内は第2期計画策定時の調査結果

- 意見交換会：令和8年2月19日 世田米保育園
令和8年2月25日 有住保育園

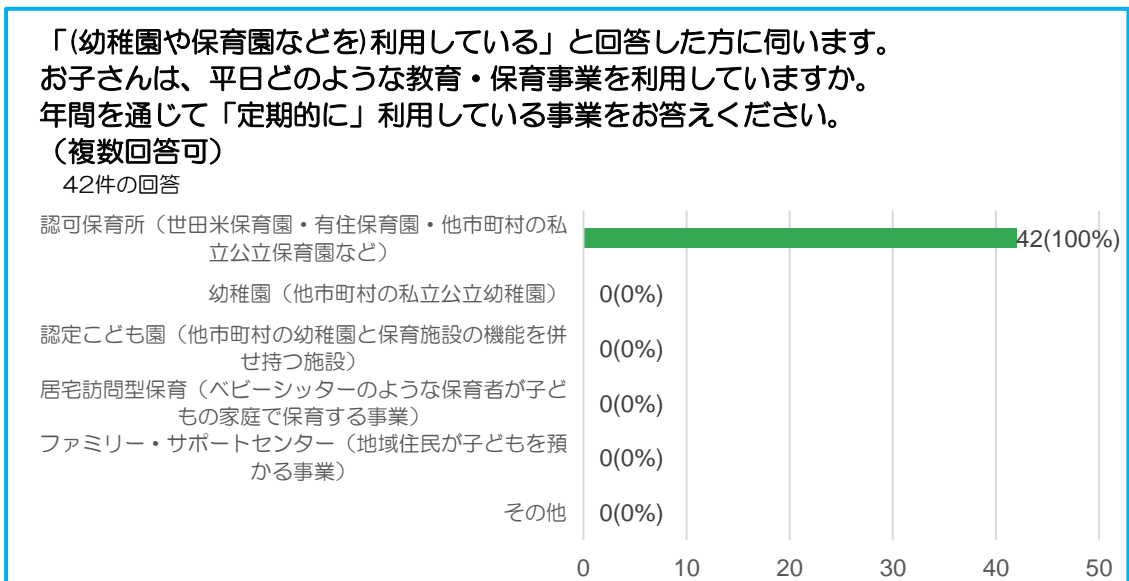
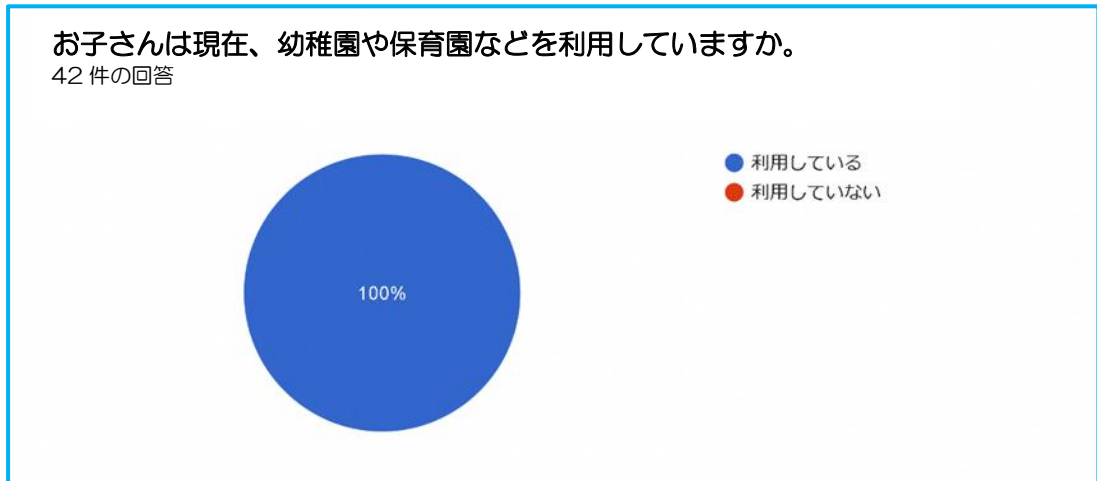
(3) ニーズ調査の結果（概要）

①定期的に利用している教育・保育事業（就学前児童）

回答者の全員が「認可保育所」を利用しているとの回答でした。

本町では、2号認定児童と3号認定児童の全員を保育サービスの利用対象者としています。

就労世帯の増加や、祖父母世代の就労率の高さなどから、今後も継続的な保育施設の利用が見込まれます。

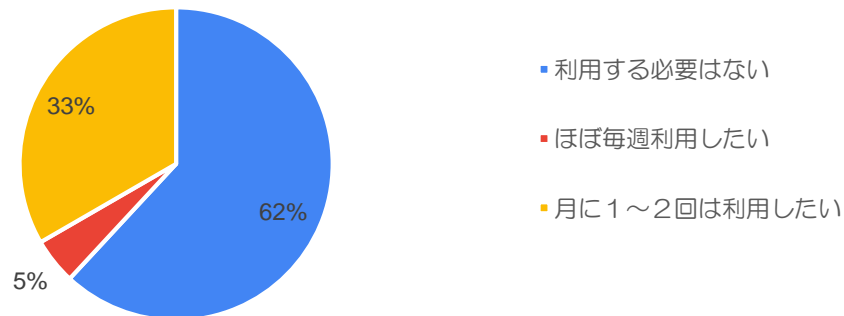


②土曜日・日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前児童）

土曜日と日曜日・祝日の利用希望においては、半数以上が利用する必要がないと回答している一方、対象的に38%の割合で土曜日・日曜日・祝日においても仕事や家庭の事情で利用を希望するなど、休暇中の教育・保育事業のニーズが少なくないことがうかがえます。

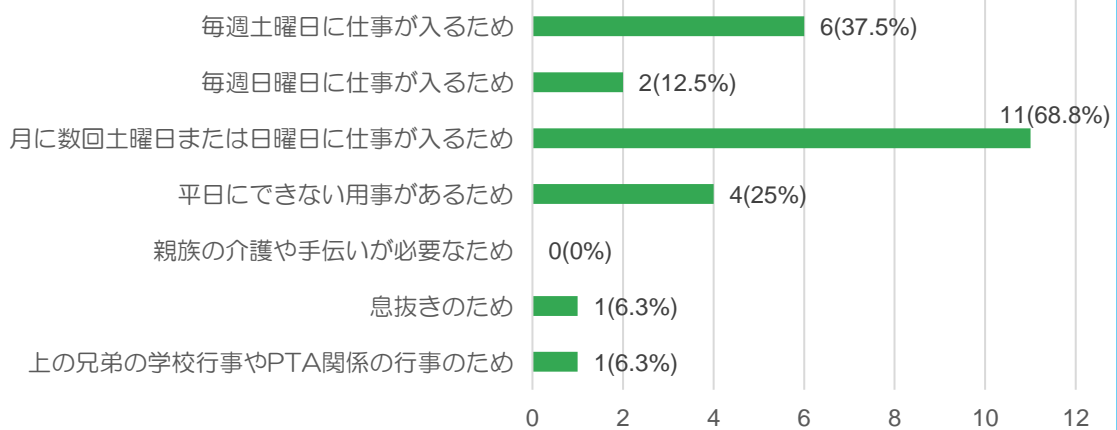
お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか。

42件の回答



前問で「利用したい」と回答した方に伺います。利用したい理由は何ですか。（複数回答可）

16件の回答



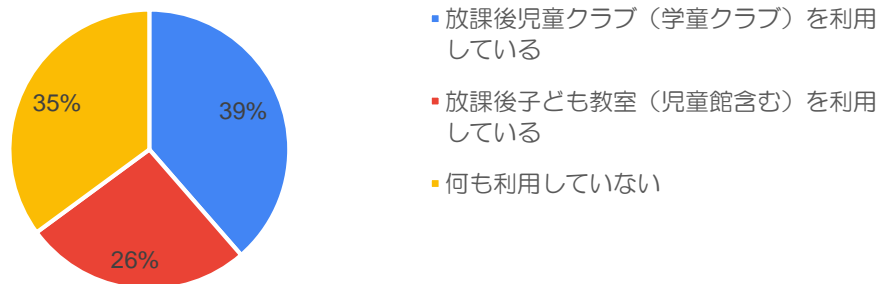
③放課後の過ごし方（小学生児童）

放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の利用は、あわせて 64.9%となっており、前回調査時（令和元年）の 55%から約 10%増加しています。

放課後児童クラブや放課後子ども教室を利用していない場合、「親やパートナーがみている」、「祖父母がみている」といった身内の協力、習い事やスポーツ少年団などに通うためといった回答でした。

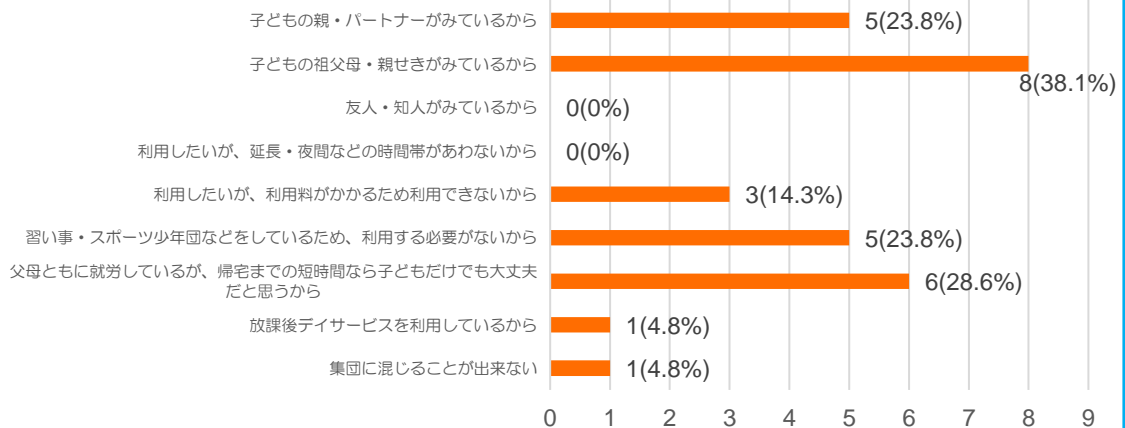
お子さんは、平日（月曜日から金曜日）に、
放課後児童クラブ（学童クラブ）または、
放課後子ども教室（児童館を含む）を利用していますか。

57件の回答



放課後児童クラブまたは放課後子ども教室を利用していない理由は何ですか。（複数回答可）

21件の回

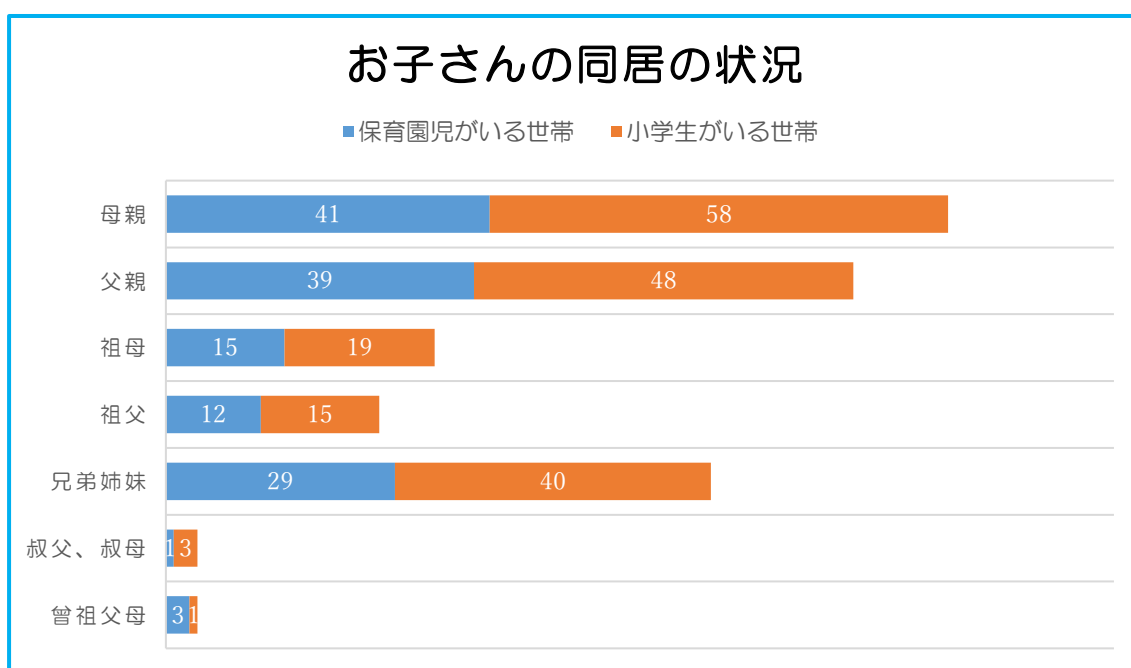


④お子さんや子育てをめぐる環境（就学前児童・小学生児童）

祖父母との同居状況において、「祖父」との同居が 27 世帯 (27.3%)、「祖母」との同居が 34 世帯 (34.3%) となっています。前回調査時は祖父との同居 37%、祖母との同居 50%であったため、祖父母と同居している世帯は減少しており、核家族化の傾向は強くなっていると考えられます。

また、子どもが病気やケガで保育園や学校を休まなければならない場合、就学前児童世帯で 81.8%、小学生児童世帯で 82.6%の割合で母親が仕事を休んで看病等をしています。

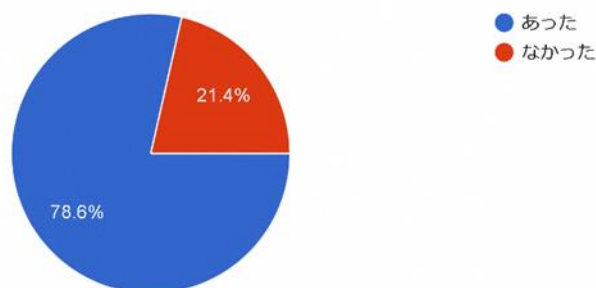
また、就学前児童世帯で 76.2%、小学生児童世帯で 68.4%が病児・病後児サービスの利用を希望しています。要因として、小学生児童世帯の母親の就労率が高くなっていることと、母親が仕事を休んで看病等をしていることにも関係しているものと推測しています。



◇就学前児童

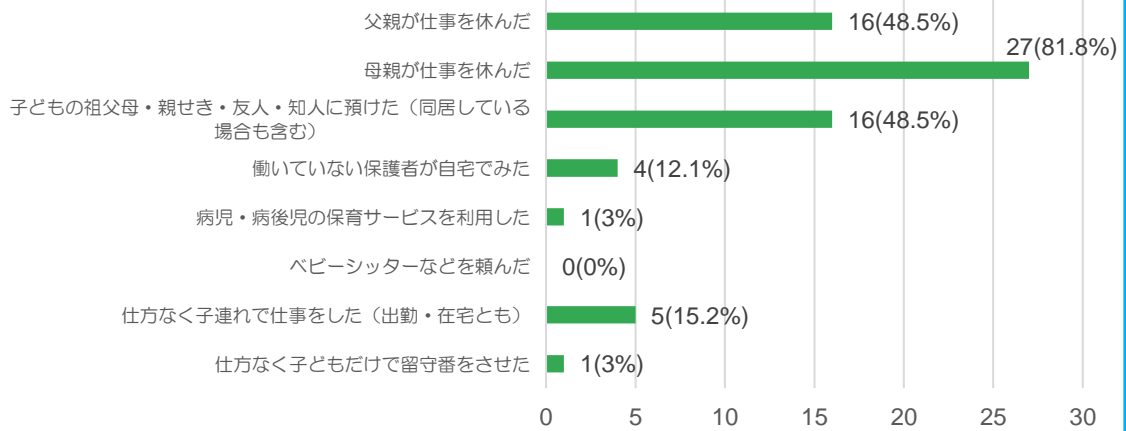
この1年間に、お子さんが病気やケガで学校を休まなければならなかったことはありましたか。

42 件の回答



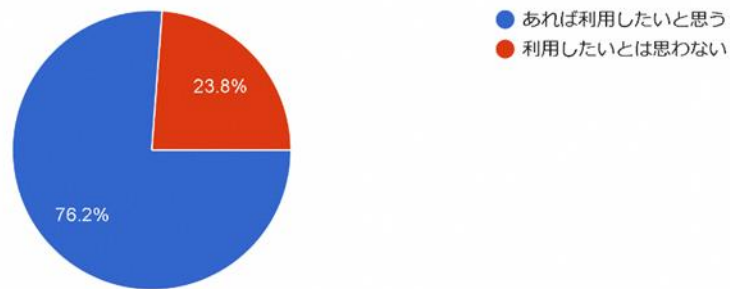
前問で「あった」と回答した方に伺います。
この1年間どのように対処しましたか。(複数回答可)

33件の回答



病児・病後児の保育サービスがあれば利用したいですか。

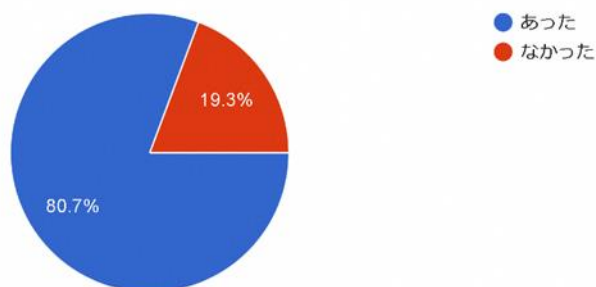
42件の回答



◇小学生児童

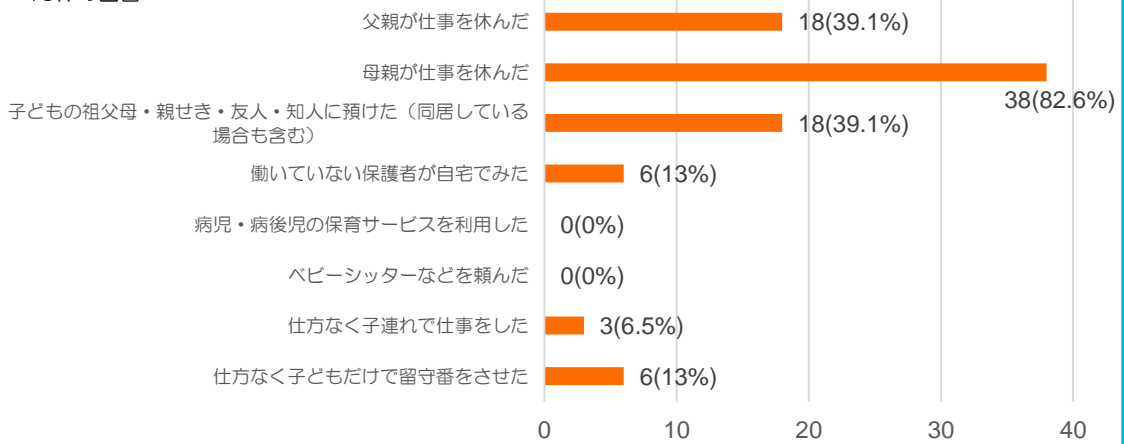
この1年間に、お子さんが病気やケガで学校を休まなければならなかったことはありましたか。

57件の回答



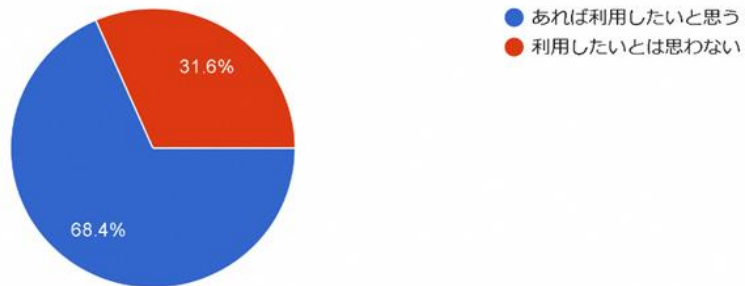
前問で「あった」と回答した方に伺います。
この1年間どのように対処しましたか。（複数回答可）

46件の回答



病児・病後児の保育サービスがあれば利用したいですか。

57件の回答



⑤家族の就労状況

家族の就労状況は、就学前児童世帯、小学生児童世帯ともに、ほとんどの世帯の父親がフルタイム就労となっています。母親もフルタイム就労が63.6%、次いでパート・アルバイトによる就労が27.3%となっています。

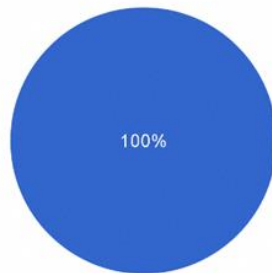
子育てをしながら仕事をする上での課題として、就業前児童世帯では「残業や出張が入る」59.5%、「子ども自身が病気やけがをしたときに代わりに子どもを見てくれる人がいない」57.1%、「(体力的、精神的、時間的に)自分に余裕がない」54.8%と、職務内容、子ども、自分に関わる事項を挙げており、小学生世帯においても、それぞれ49.1%、38.6%、29.8%と同じ項目が高い割合の回答でした。

就学前児童、小学生児童の保護者ともに、就労意識が高いものとなっており、特に放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用、病児・病後児サービスに対する利用ニーズの高さにつながっているものと思われます。

◇就学前児童 (父親)

現在の就労状況（自営業・家族従事者を含む）について伺います。

42件の回答

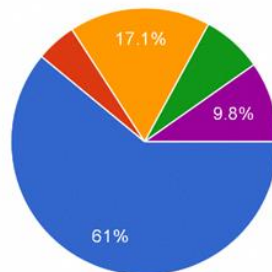


- フルタイム（週5日、一日8時間程度）で就労している
- フルタイム（週5日、一日8時間程度）で就労しているが、産休・育休・介護...
- パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労している
- パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労しているが、産休・育休・...
- 以前は就労していたが、現在は就労し...
- これまで就労したことがない

(母親)

現在の就労状況（自営業・家族従事者を含む）について伺います。

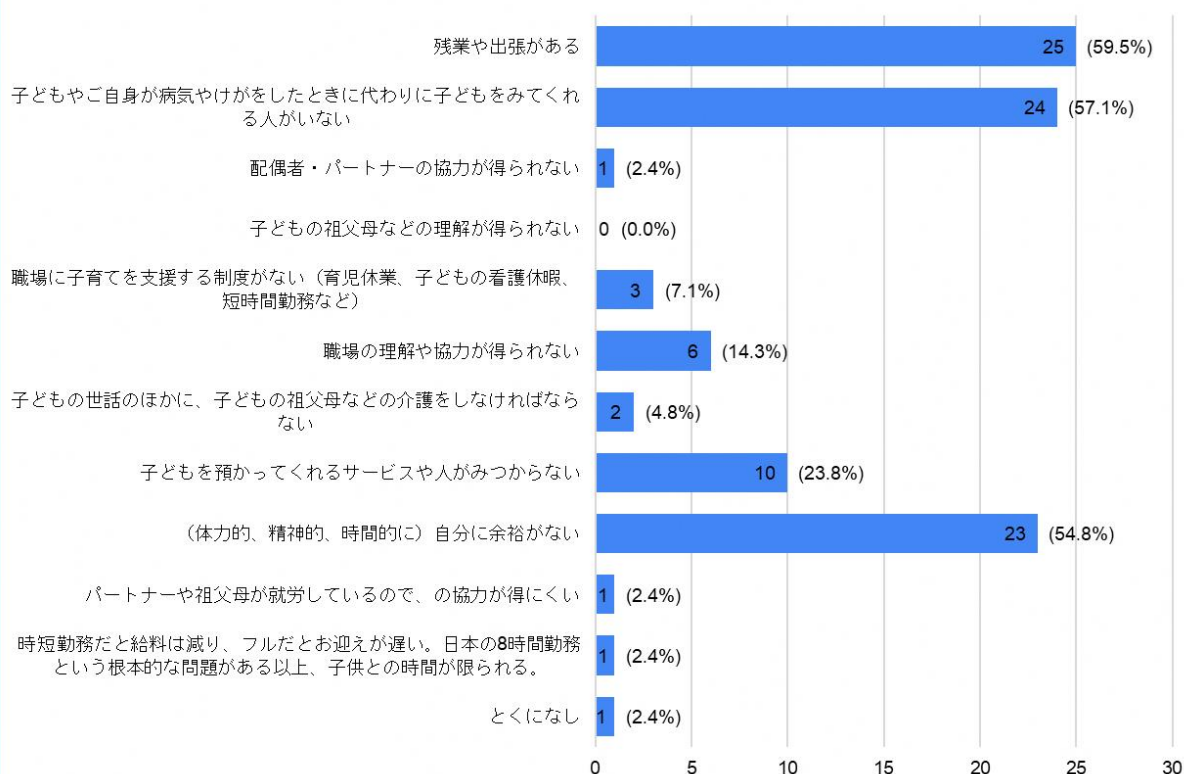
41件の回答



- フルタイム（週5日、一日8時間程度）で就労している
- フルタイム（週5日、一日8時間程度）で就労しているが、産休・育休・介護...
- パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労している
- パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労しているが、産休・育休・...
- 以前は就労していたが、現在は就労し...
- これまで就労したことがない

子育てをしながら仕事をする上での課題と思うことは何ですか。

(複数回答可) 42件の回答



◇小学生児童 (父親)

現在の就労状況(自営業・家族従事者を含む)について伺います。

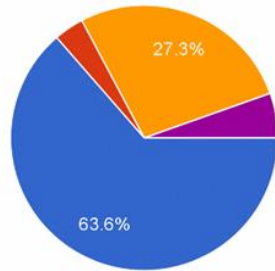
49件の回答



(母親)

現在の就労状況（自営業・家族従事者を含む）について伺います。

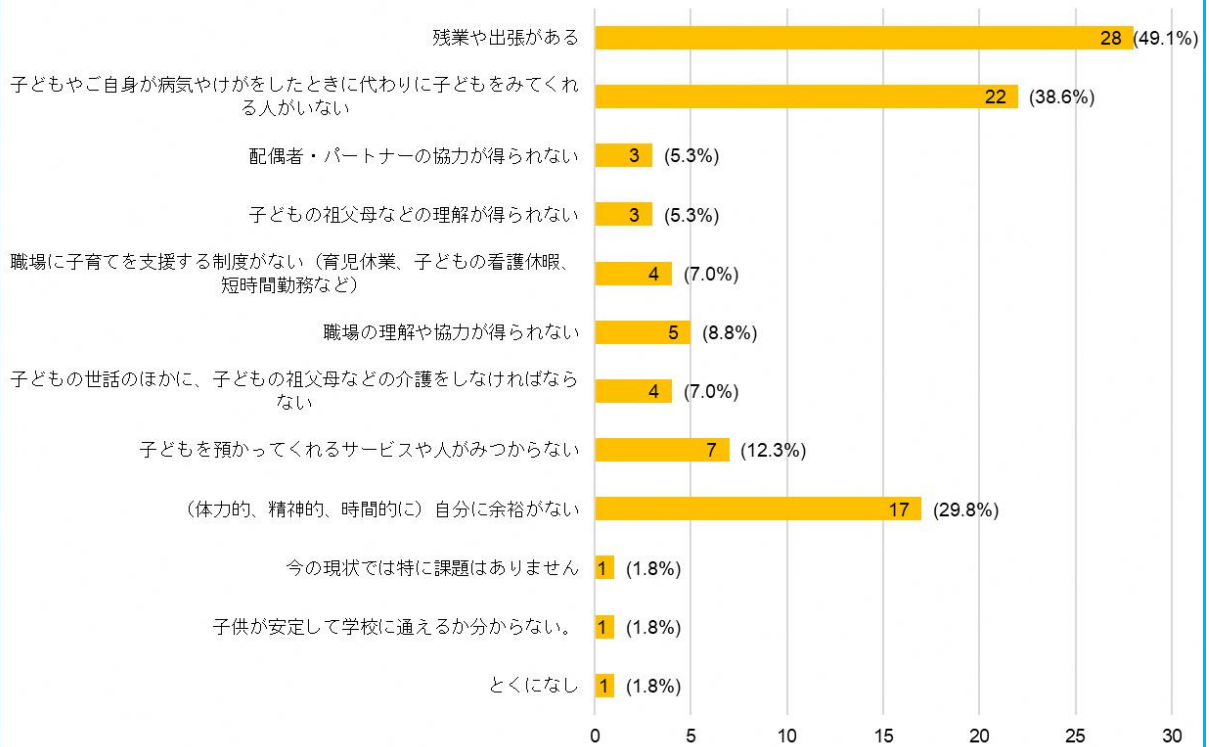
55件の回答



- フルタイム（週5日、一日8時間程度）で就労している
- フルタイム（週5日、一日8時間程度）で就労しているが、産休・育休・介護...
- パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労している
- パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労しているが、産休・育休・...
- 以前は就労していたが、現在は就労し...
- これまで就労したことがない

子育てをしながら仕事をする上での課題と思うことは何ですか。

（複数回答可）57件の回答



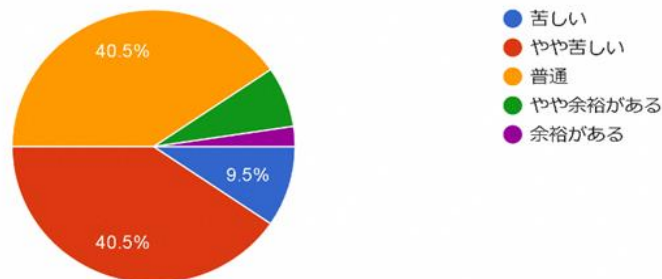
⑥子育て家庭の経済状況

子育て家庭の経済的状況については、「普通」と回答している世帯が約40%であるなか、「苦しい・やや苦しい」と回答した世帯についても約40%を占めています。世帯の経済的な理由により、「家族旅行（日帰りを含む）ができなかった」という世帯もありましたが、「どれにもあてはまらない」と回答した世帯が最も多く、経済的苦しさが子どもの日常生活に影響を与えている世帯はほとんどないようです。

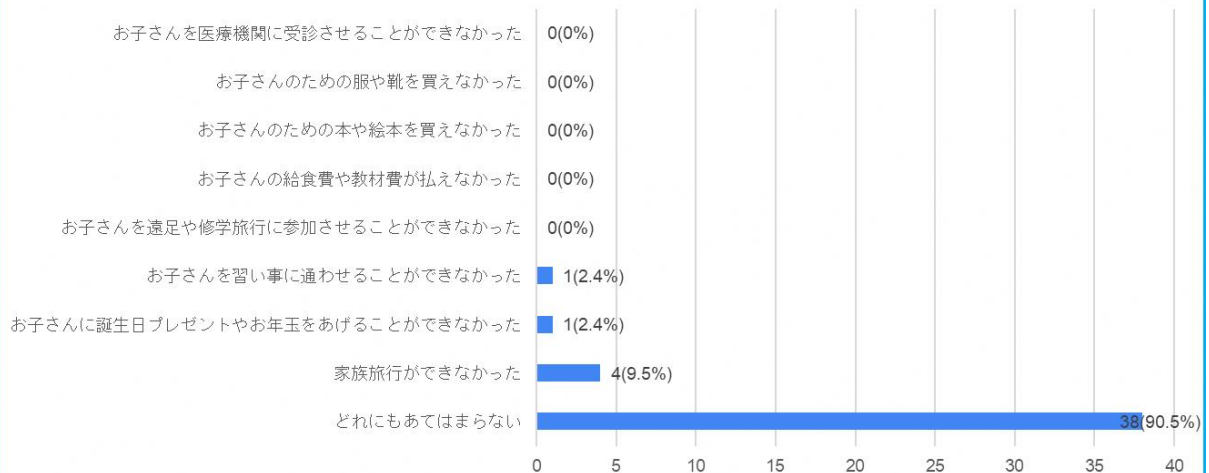
◇就学前児童

生活状況について、あなたは普段経済的にどのように感じていますか。

42件の回答

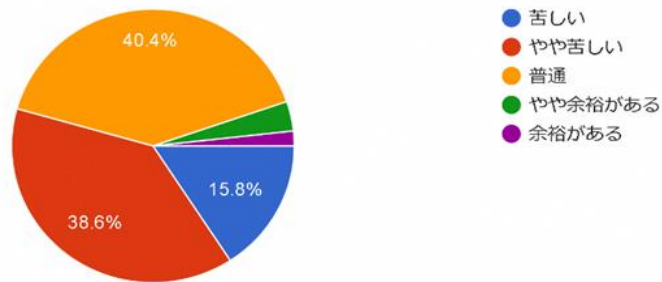


あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由（お金が足りないなど）で、次のような経験をしたことがありますか。（調査対象のお子さんのみでなく、世帯におけるお子さん全員を対象にお答えください）（複数回答可） 42件の回答

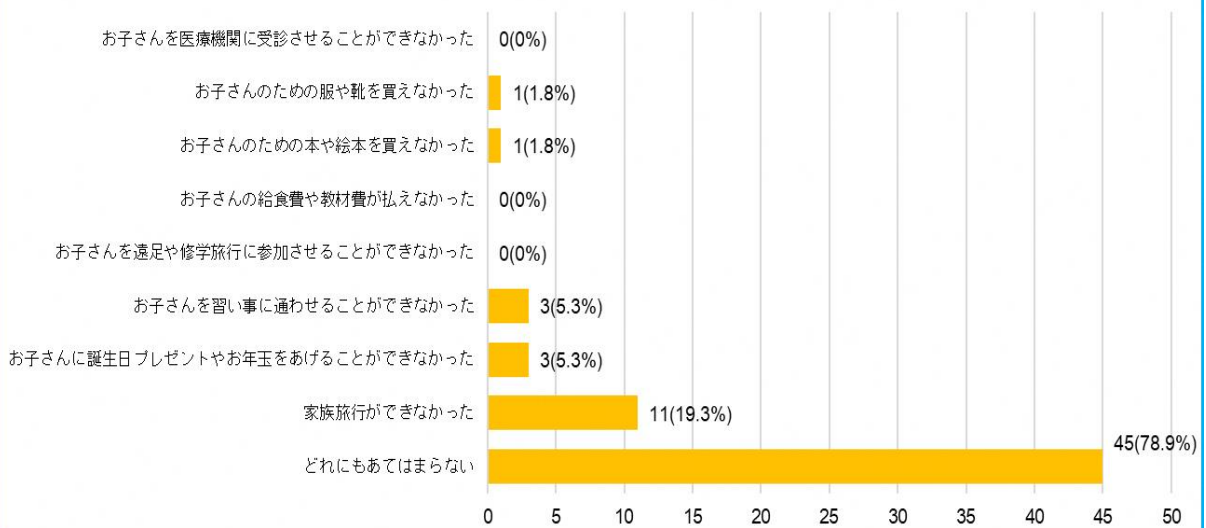


◇小学生児童

生活状況について、あなたは普段経済的にどのように感じていますか。
57件の回答



あなたの世帯では、おおむね1年の間に、経済的な理由
(お金が足りないなど)により、次のような経験をしたことがありますか。
(調査対象のお子さんのみでなく、世帯におけるお子さん全員を対象にお答えください) (複数回答可) 57件の回答



⑦地域における子どもの居場所に求めるもの

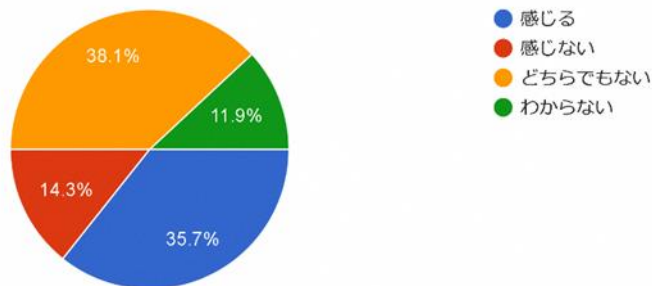
遊び場については、安心・安全に暮らせると感じる人が約40%を占めている中、遊び場についての満足度は低く、「近くの遊び場」、「雨の日でも遊べる場所」が不足している点であるとうかがえます。

また、公園が整備されていても、遊具の種類、小さい子ども連れ、同年代の遊び相手などが満足度に繋がらない部分となっています。

◇就学前児童

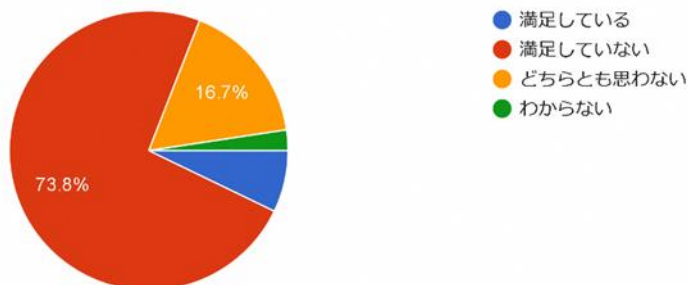
お住まいの地域は、子どもが安心して安全に暮らせる、または遊べる地域になっていると感じますか。

42件の回答

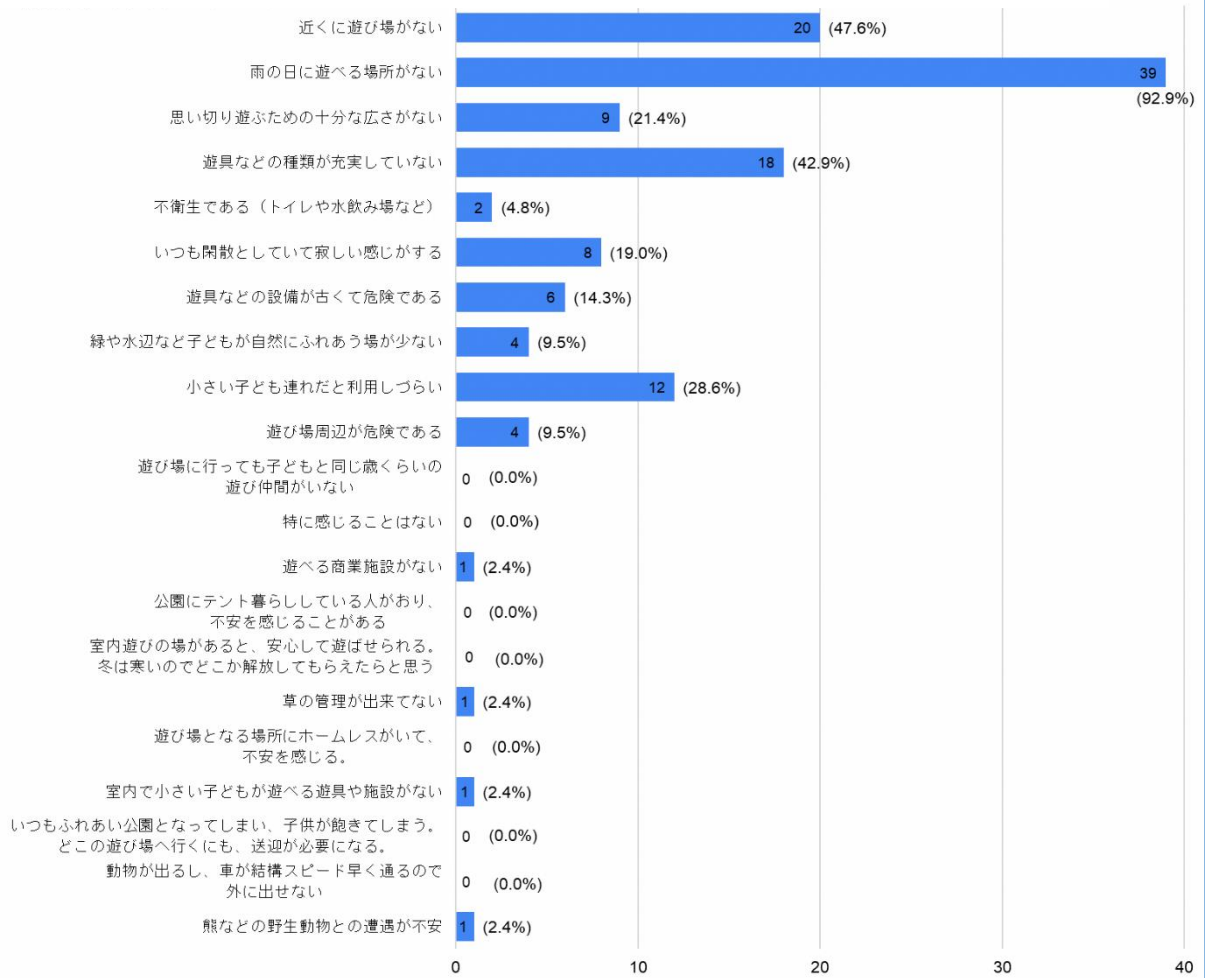


お住まいの地域における子どもの遊び場に関して満足していますか。

42件の回答



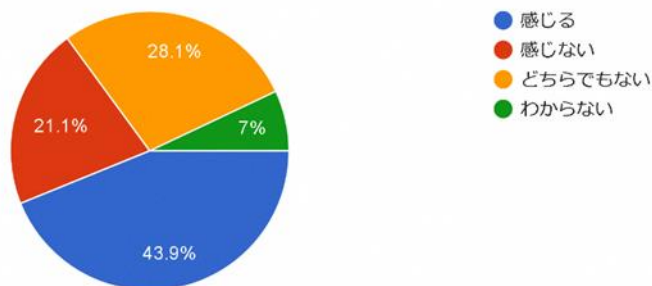
お住まいの地域の遊び場について、感じていることは何ですか。
(複数回答可) 42 件の回答



◇小学生児童

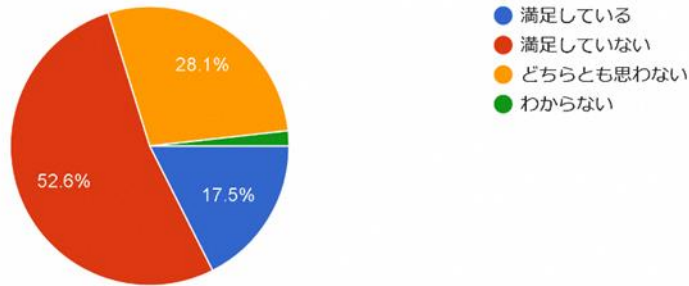
お住まいの地域は、子どもが安心して安全に暮らせる、または遊べる地域になっていると感じますか。

57 件の回答



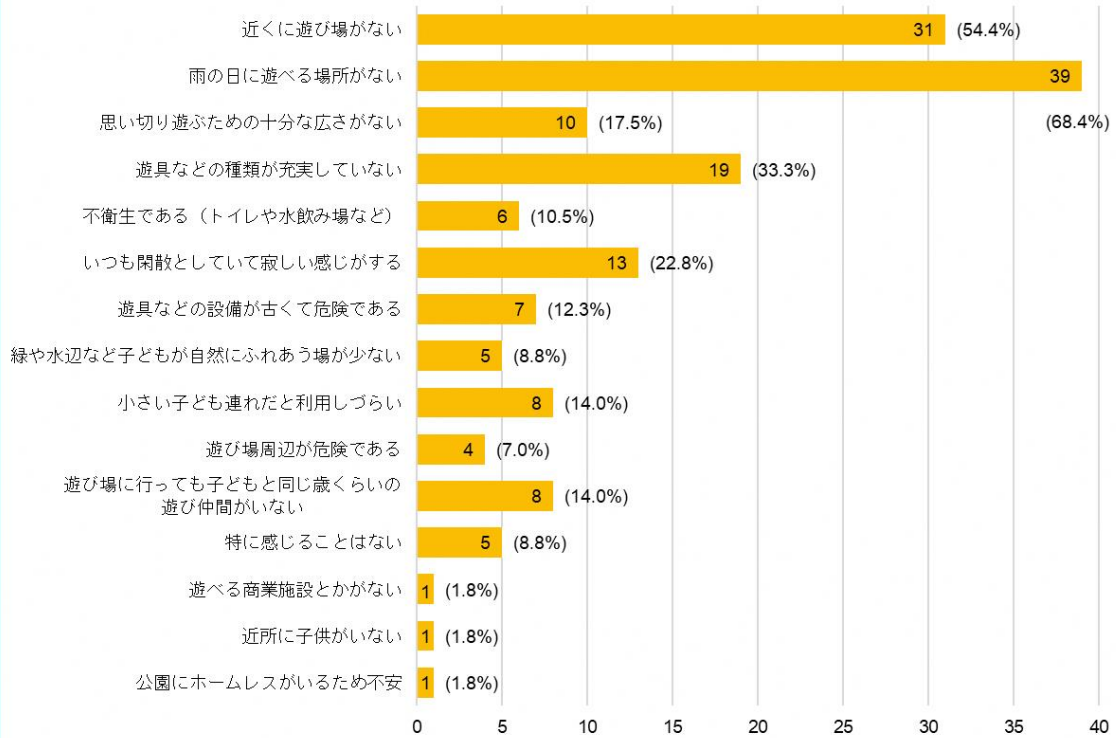
お住まいの地域における子どもの遊び場に関して満足していますか。

57件の回答



お住まいの地域の子どもの遊び場について、感じることはありますか

(複数回答可) 57件の回答



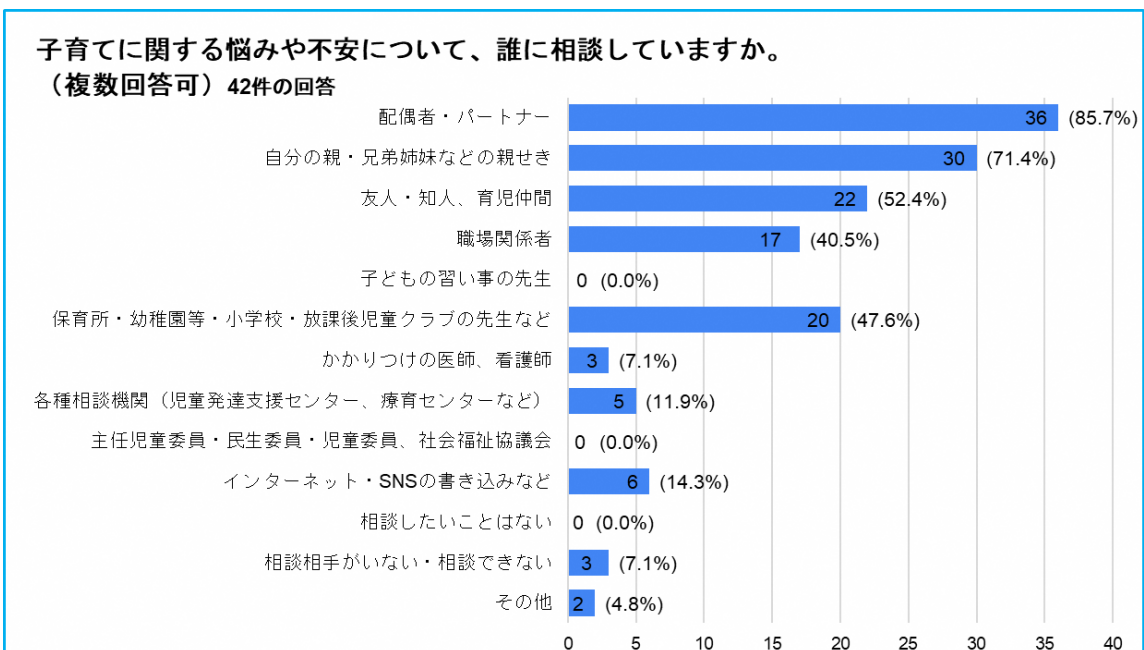
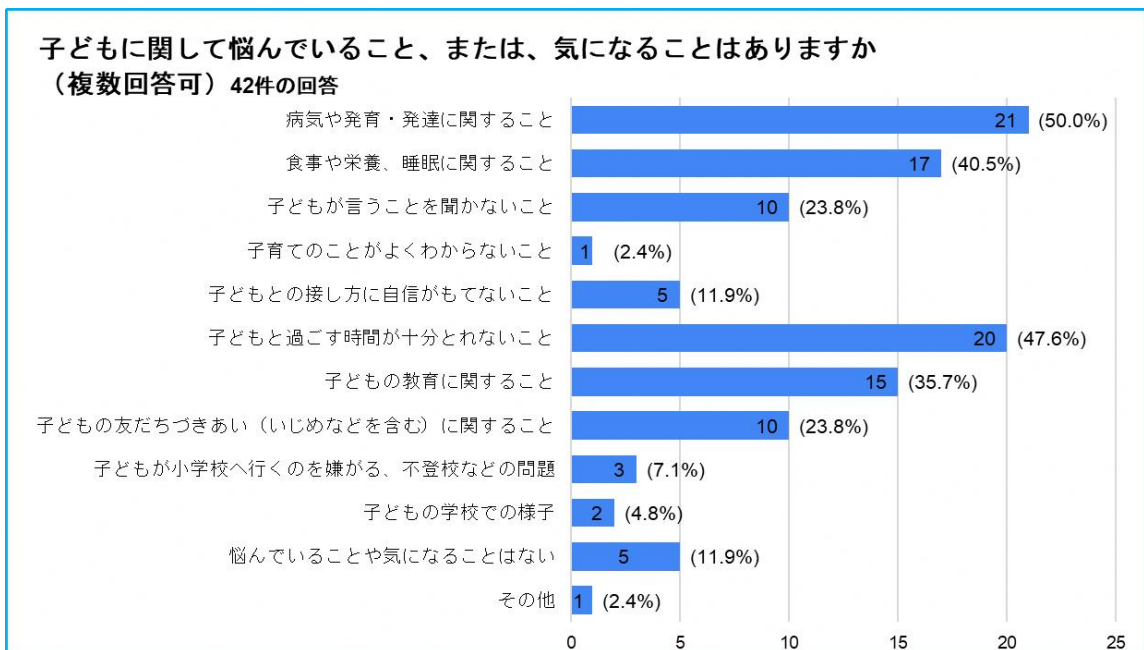
⑧子育てに関する悩みについて

就学前児童世帯、小学生児童世帯ともに「病気や発育・発達に関すること」、「食事や栄養・睡眠に関すること」といった子どもの体と成長に関する悩み、「子どもの友だちづきあいに関すること」、「子どもの学校での様子」といった保護者が接していない時間帯に対する項目に多くの回答が寄せられました。

相談する相手は、「配偶者・パートナー」、「自分の親・兄弟姉妹などの親戚」といった身内に次いで、「友人・知人、育児仲間」、「職場関係者」といった保護者の交友関係に基づく相談が多い状況です。

少数ではありますが、「かかりつけの医師・看護師」、「各種相談機関」などの専門機関への相談も行われていることから、内容により相談相手を使い分けていることがうかがえます。

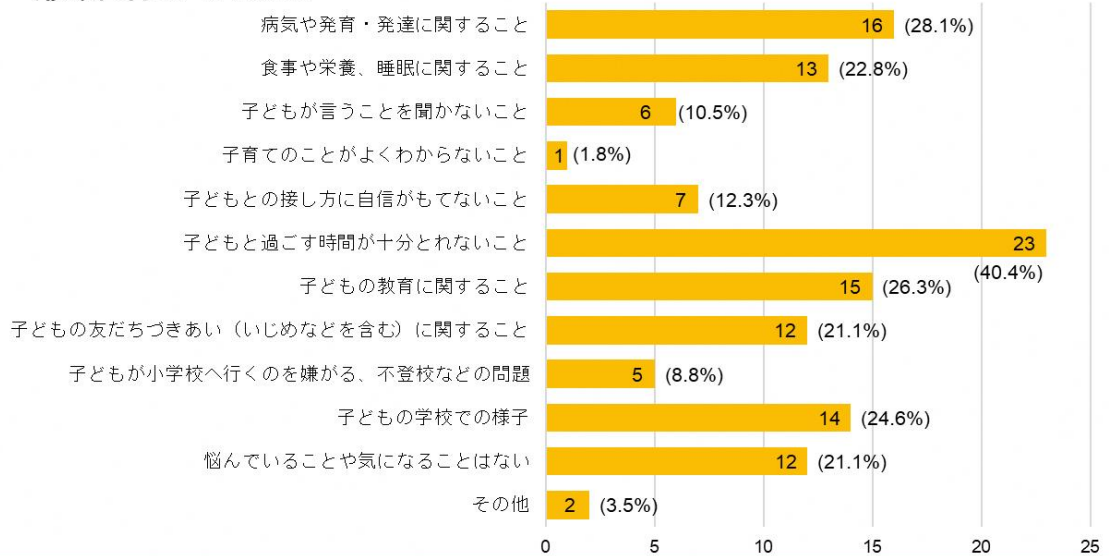
◇就学前児童



◇小学生児童

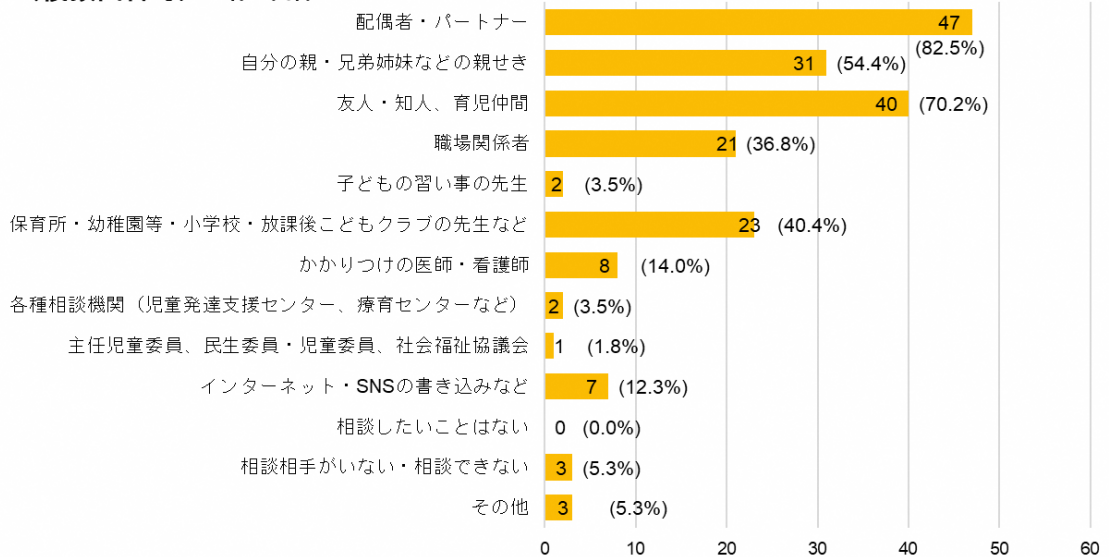
子どもに関して悩んでいること、または、気になることはありますか

(複数回答可) 57件の回答



子育てに関する悩みや不安について、誰に相談していますか。

(複数回答可) 57件の回答



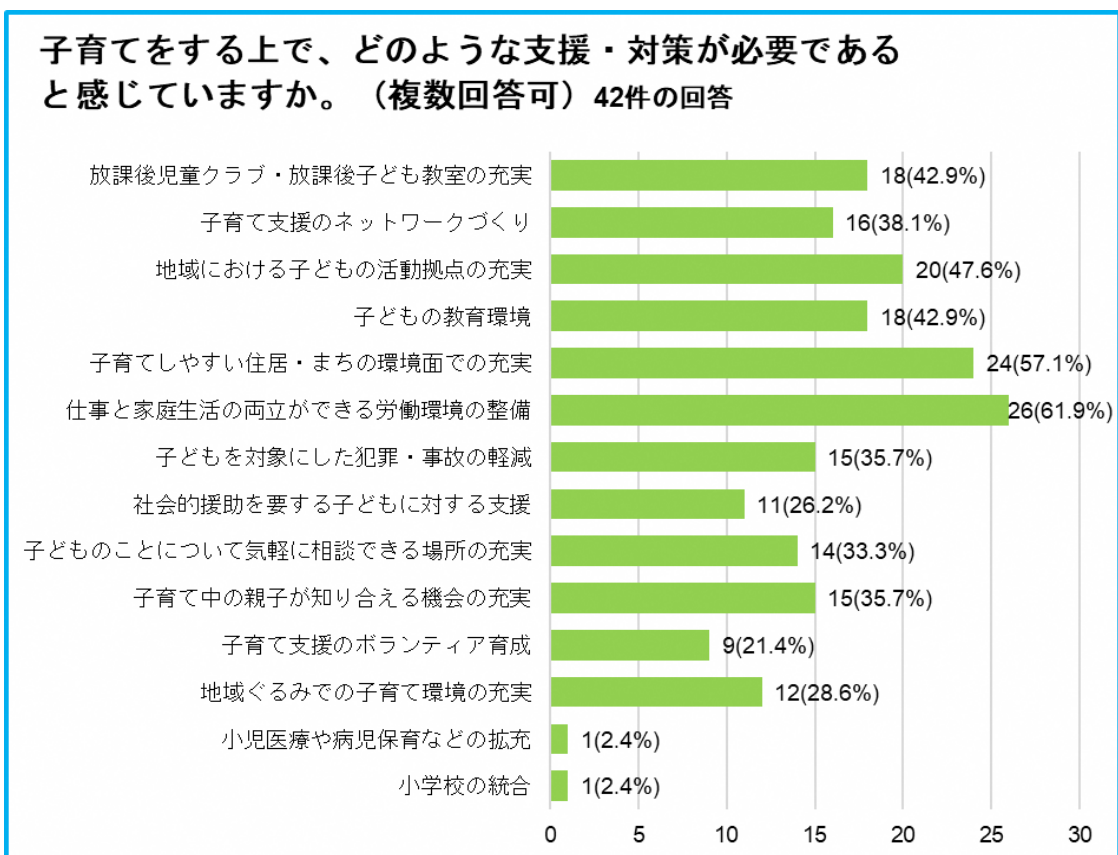
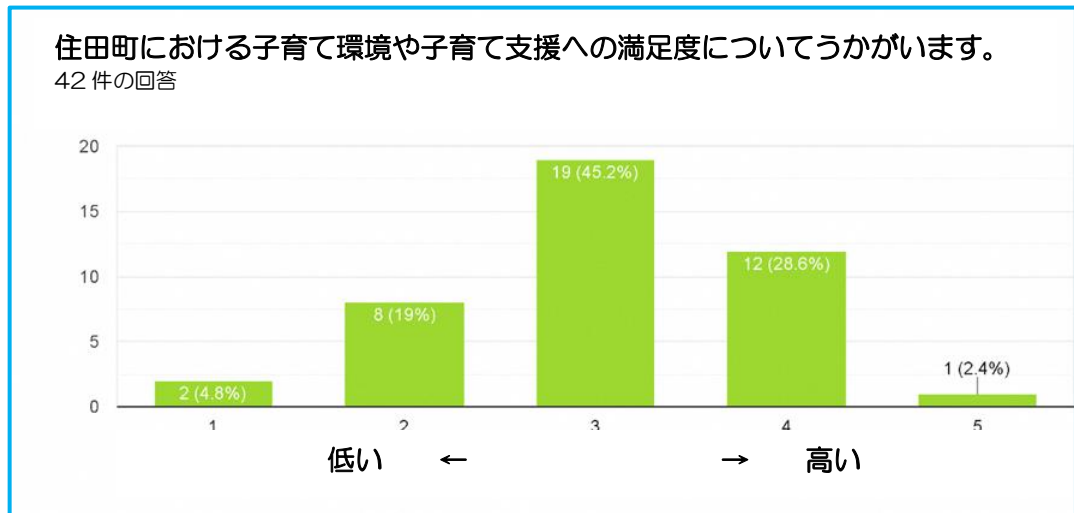
⑨本町の子育て支援について

住田町の子育て支援への満足度は、就学前児童世帯、小学生児童世帯ともに5段階評価のうち真ん中の「3」が一番多くなっています。

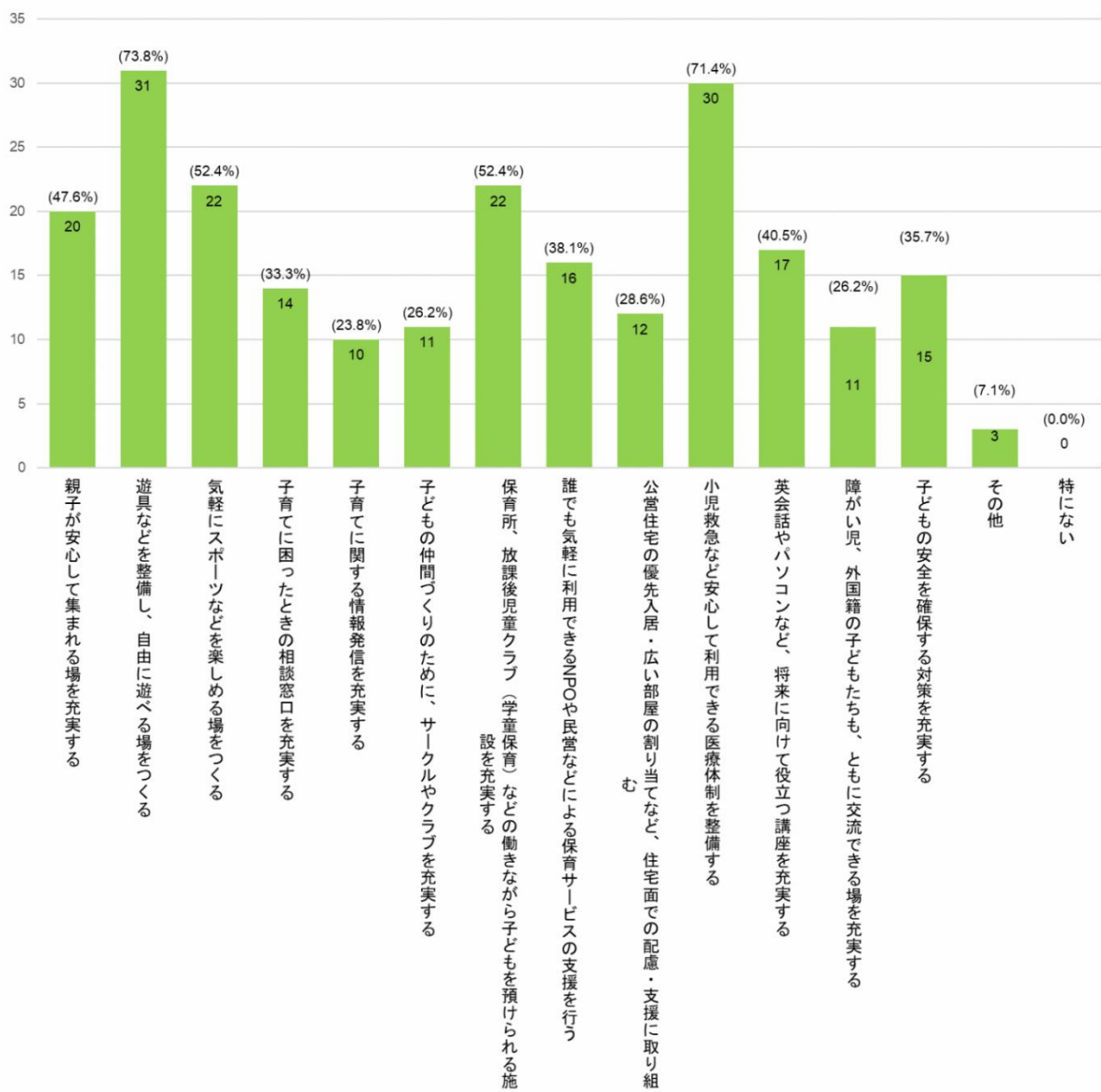
これから期待する支援としては、就学前児童世帯、小学生児童世帯ともに「医療面」への期待度が高く出ています。

そのほかにも、「遊び場やスポーツ」、「放課後児童クラブや放課後子ども教室」、「病児・病後児保育」といった働く家庭への支援及び子ども居場所対策への期待も大きいといえます。

◇就学前児童

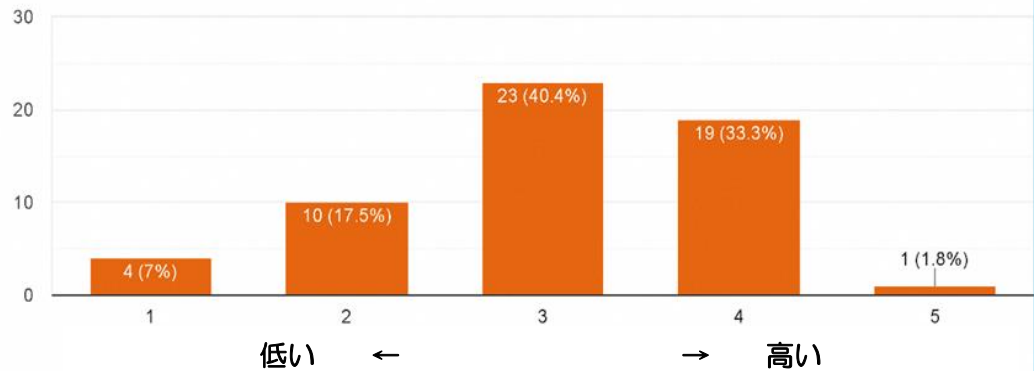


子育てについてどのような支援を充実してほしいと期待しますか。
 (複数回答可) 42件の回答

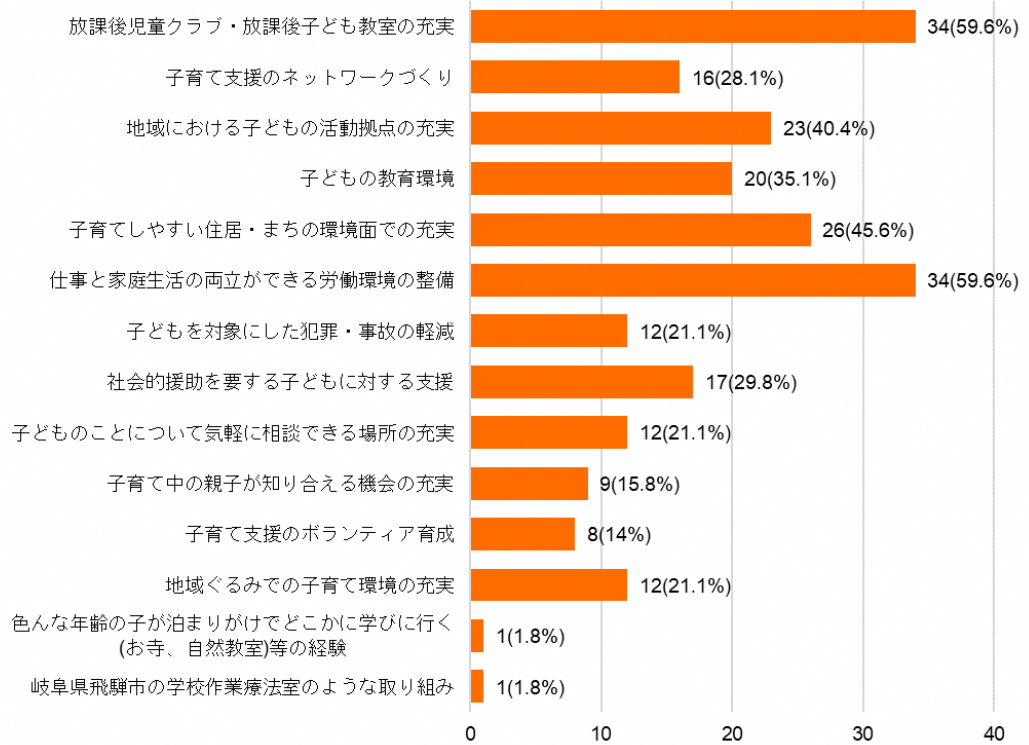


◇小学生児童

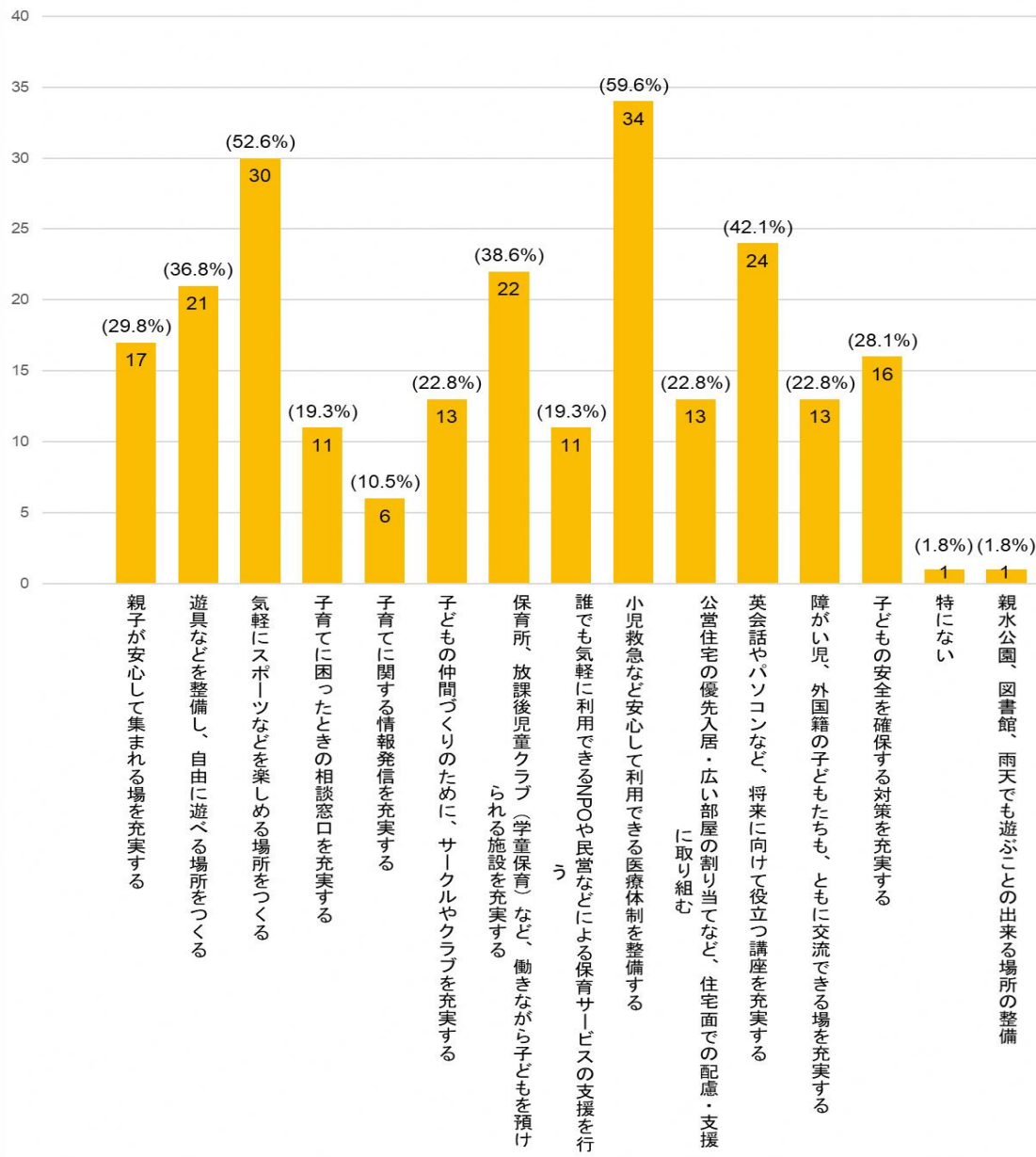
住田町における子育て環境や子育て支援への満足度についてうかがいます。
57件の回答



子育てするために、どのような支援・対策が必要と
感じていますか。（複数回答可）57件の回答



子育てについてどのような支援を充実してほしいと期待しますか。
 (複数回答可) 57件の回答



4 第2期計画の振り返り

第2期計画では、第1期計画で目指した「安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つまちづくり」を継承しつつ、基本理念を【豊かな水と緑に生まれ 子どもがいきいきと育つ共生のまち 住田町】と掲げ、社会全体での子育ての環境をより一層充実させ、総合的な子育て支援施策を展開してきました。

第3期計画の策定に向けて、第2期計画基本理念の実現のために掲げた6つの基本目標の振り返りと、ニーズ調査結果及び意見交換会を踏まえた課題の整理を行いました。

○基本目標1 子どもの健やかな育ちをみんなで支えるまちづくり

【成果】

- ・育児相談、保健師などの家庭訪問、こども家庭センターの開設、一時保育、乳幼児教室などを開催することにより、子育て世帯の不安解消につながりました。
- ・保育園への3．4．5歳児全員入所、乳児保育の実施などの保育サービスを充実することにより産後早期に職場復帰できるなど家庭への支援につながりました。
- ・放課後子ども教室の実施、放課後学童クラブへの支援することにより放課後の児童の居場所づくりにつながっています。また、公民館の活用した事業をおこなうことにより、世代間交流や、地域文化の伝承活動等につながりました。

【課題】

- ・ニーズ調査の結果から、就学前児童と小学生児童のいずれの世帯も就労意識が高く、保育園や放課後子ども教室・学童クラブの利用ニーズの高さがうかがえることから、継続した事業実施が必要です。
- ・未実施だった「病児・病後児保育事業」について、ニーズ調査の結果からも高い割合でサービスの利用を希望していることから、実施に向けて検討する必要があります。
- ・日常的に保育園を利用していない世帯であっても、保護者の疾病や冠婚葬祭等により、児童の保育が困難となることが考えられることから、多様なニーズに応じた受け入れを行いながら、子育て世帯の支援につなげる必要があります。

○基本目標2 妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援

【成果】

- ・妊産婦訪問、乳児相談、乳幼児訪問、こども家庭センターの開設により、各種相談及び関係機関等との連絡調整を図り、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携し、育児不安の軽減と子どもの成長にあわせた切れ目のない支援につながりました。
- ・月齢や年齢にあわせた各種健診や教室、予防接種の実施により、子どもや子育て世帯の健康の確保につながりました。
- ・多種多様な相談に対応するためスクールカウンセラーやスーパーバイザーなど専門家を各学校に派遣し教育相談機能の充実が図られました。

【課題】

- ・ニーズ調査の結果から、子育てに関する悩み事として、子どもの体と成長のこと、学校での様子や友達付き合いに関する割合が高い結果となっていることか

ら、保護者を含めた関係者による連携を継続的に実施する必要があります。

- ・妊婦教室の開催を通じて、妊婦の相談や仲間づくりの場として活用されてきましたが、妊婦の数が少なく、集団での妊婦教室の開催が難しくなってきたことから、個別の相談や訪問を行いながら、相談しやすい関係づくりを構築する必要があります。
- ・離乳食教室は、離乳食の作り方、栄養バランスなどの指導や育児相談を行いながら、同時期に出産した産婦同士の交流の場にもなっていましたが、対象者の減少に伴い、集団での開催が困難となっています。引き続き、産婦の育児に対する不安解消と産婦の仲間づくりにつなげるためには、離乳食教室等のイベントと個別相談と併用させるなど、実施方法を検討する必要があります。

○基本目標 3 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

【成果】

- ・義務教育費の一部を援助するなどにより、就学が困難な児童・生徒の家庭の経済的支援につながりました。
- ・児童手当・児童扶養手当の支給、18歳までの医療費助成、奨学金の支給、保育園の無償化。保育園の副食費の補助などにより、子育て家庭の経済的な負担軽減につながりました。
- ・児童虐待に関する啓発・相談活動による予防、乳幼児健診や相談などにより育児不安のある保護者と直接接点を持つことにより、児童虐待の早期発見・早期対応につながりました。
- ・乳幼児健診や相談により育児不安の軽減は図られたとともに、発達に心配のある子どもに対して、療育教室への通級の支援を行い、子どもの発達の一助となりました。

【課題】

- ・家庭相談員との関わりの中から、生活困窮世帯への家計相談等関係機関につなぐなどの支援を行ってきましたが、各世帯のニーズが多様化、複雑化していることを理由に、相談支援が長期化していることから、家庭相談員が関わりながら関係機関による相談支援を継続する必要があります。
- ・リーフレット等を子育て世帯や民生児童委員に配布、町広報紙に掲載するなど、児童虐待防止に関する周知を図ってきましたが、児童虐待防止は事前予防が重要であることから、継続的な周知を行う必要があります。
- ・発達が心配される、または支援が必要な子どもには、近隣市の療育教室を紹介して発達の支援をしてきましたが、近隣市での利用者数の増により、本町利用者の受け入れが難しくなっていることから、今後の支援方法を検討する必要があります。

○基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

【成果】

- ・保育園・小学校・中学校・行政が連携し、子どもたちの情報を共有し、滑らかな進学、各学校での指導に活かされました。
- ・学習支援員や生活支援員を配置し、個の特性に応じたきめ細やかな支援に努めました。
- ・探究的な学びである地域創造学の学習を通じて、自ら学び伝える力を身につけ

るとともに、ふるさと住田を愛する気持ちが育まれました。

- ・乳幼児ふれあい体験などの乳幼児や小さな子どもとのふれあいを通じて、命の大切さを学び、母性・父性の育成が図られました。

【課題】

- ・「森林環境学習」は、子どもから大人まで幅広い世代が自然に触れ合うことができる事業ですが、講師の「森の案内人」の後継者育成や支援等、事業を継続するための方策を検討する必要があります。
- ・国の教育 DX とも関連し、全児童、生徒にタブレット端末等が導入され、デジタル教材の整備が進み、情報教育の推進が図られています。保育園についても同様に子育て世帯の負担軽減を図るため、国の保育 DX に沿った ICT 環境の整備を進める必要があります。
- ・中学校期における職場体験を通じて、将来の目標や働くことの意義について理解を深めることができました。また、乳幼児ふれあい体験を通じて命の大切さや育児の大切さを伝えていますが、出生数が減少しているため実施方法を検討する必要があります。

○基本目標 5 子育てに配慮した生活環境の整備と安全の推進

【成果】

- ・定住促進空き家住宅の活用や新築・リフォーム補助金を交付することにより、子育て世帯の住環境づくりの支援につながりました。
- ・交通安全施設の整備や警察や交通指導隊、防犯隊などの関係機関と連携した地域ぐるみの交通安全対策、防犯体制により子どもたちの安全が図られました。

【課題】

- ・子どもが巻き込まれる犯罪は巧妙化していることから、交通安全マナーの指導とともに、子どもたちへの継続した学習機会の提供が必要です。

○基本目標 6 ワーク・ライフ・バランスの推進

【成果】

- ・保育園の0歳児保育・延長保育の実施や放課後こども教室の実施や放課後児童学童クラブへの支援により子どもの居場所が確保され、保護者の仕事と子育ての両立につながりました。

【課題】

- ・ニーズ調査結果からも、病児・病後児サービスに対するニーズは高い結果となっています。病児・病後児サービスは、医療機関との連携や施設環境整備が必須であることから、実施方法を含めて検討する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第2期計画では、「豊かな水と緑に生まれ 子どもがいきいきと育つ共生のまち住田町」を基本理念として掲げ、子どもの健やかな育ちを保育園・学校・家庭・地域・行政が一体となり、地域全体で支え、子育て環境の充実を図ってきました。

令和5年に策定された「こども大綱」では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられており、この「こどもまんなか社会」を実現させるためには、子どもを安心して産み・育てられる環境が不可欠であり、これは子ども・子育て支援の原点と考えられます。

町総合計画では、妊娠や出産、子育てに関する悩みや不安を相談できる体制があり、すべての子育て世帯が安心して子育てをすることができ、特に、保護者は、安心して子どもを保育園に預けることができるとともに、子どもたちは安全な環境で過ごすことを目指す姿としていることから、本計画における基本理念を次のとおり掲げ、子どもたちが健やかに育ち、夢と希望にあふれ、温かみのある地域づくりを進めていきます。

基本理念

健康でいきいきと暮らせる地域づくり
～出産・子育て支援の充実～
(住田町総合計画政策分野1. 基本方向1-1から)

2 基本目標

基本理念の実現に向け、また、第2期計画の振り返りを踏まえ、基本目標を次のとおり掲げ、計画を推進します。

子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、労働など子どもと家庭に関係する各分野が相互に連携して取り組むことが求められます。

子ども・子育て支援における課題への対応及び基本理念を実現するために次のとおり基本目標と基本方針を設定し、総合的な施策の展開を図ります。

3 計画の体系

【基本理念】

健康でいきいきと暮らせる地域づくり ～出産・子育て支援の充実～

基本目標

1. 子どもの健やかな育ちへの支援

【施策の方向】

(1) 交流の場づくり (2) 相談体制の充実

基本目標

2. 妊娠・出産・育成期における切れ目ない支援

【施策の方向】

(3) 妊娠期における支援 (4) 出産期における支援
(5) 育成期における支援

基本目標

3. 配慮を必要とする子ども、子育て家庭への支援

【施策の方向】

(6) 発達支援の充実 (7) 経済的支援の充実

基本目標

4. 児童虐待の予防と対応

【施策の方向】

(8) 虐待防止対策の充実 (9) 関係機関との連携体制の充実

基本目標

5. 保育の充実と環境整備

【施策の方向】

(10) 保育・教育環境の充実 (11) 子育て環境の整備

第4章 施策の展開

基本目標：1. 子どもの健やかな育ちへの支援

出生数の減少により、子どもの数が減少していますが、家庭・学校・地域など様々な学習の機会や人々との交流を通じて、子どもが安心して生まれ、健やかに成長できる環境づくりに努めます。

また、今回のニーズにおいて、「子どものことについて気軽に相談できる場所の充実」に対する意見も寄せられていることから、こども家庭センターなどの身近な場所で、子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる環境の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら相談体制の充実に努めます。

(1) 交流の場づくり

事業の名称	事業の内容	指標	目標値	担当課
乳幼児教室	親子のふれあいや様々な遊び・体験事業を通して必要な知識を習得するとともに、楽しく子育てができるような仲間づくりにつなげていきます。	乳幼児教室の開催回数	随時	保健福祉課
思春期保健講演会の開催	児童・生徒が思春期の心身の発達課題に適切に対応し、生命の尊さの理解を深める機会を提供します。	思春期保健事業実施学校数	2校/年	保健福祉課
乳幼児ふれあい体験事業	中学生を対象に、乳幼児にふれあい機会を設け、命の尊さを学び、母性・父性の育成を図ります。	ふれあい体験事業実施学校数	1校/年	保健福祉課
離乳食教室	離乳食の作り方や、栄養バランスなどの指導を行い、乳幼児の栄養確保に努めます。また、離乳食による悩みや相談を打ち明ける場を提供し、子育ての悩みの軽減に努めます。	離乳食教室開催回数	2回/年	保健福祉課
森の保育園	種山ヶ原を舞台とした四季折々の活動を通し、自然との触れ合いや、異年齢交流の機会を作ります。	年間開催数	3回/年	教育委員会
公民館を活用した子ども向け事業	公民館や児童館を活用した世代間交流、地域文化の伝承活動等を推進していきます。	年間開催数	5回/年	教育委員会
芸術鑑賞会の実施	様々な分野の芸術に触れる機会を設け、感受性豊かな心の形成を図ります。	年間開催数	1回/年	教育委員会

放課後子ども教室	有住地区の子どもを対象に、放課後の居場所づくりとして、適切な遊びや学習の場を提供します。	放課後子ども教室数	2教室	教育委員会
学童クラブへの支援	世田米学童クラブの運営支援をおこないます。指導員の資質向上と地位確立のため、研修等への積極的な参加を促していきます。	支援単位	2支援	教育委員会
園庭開放	在宅児童や親等に園庭を開放し、遊び場や交流の機会を提供します。	年間利用児童数	10人	教育委員会
保育園と小学校の交流の推進	様々な行事における交流や、一日体験入学などにより、保育園児と小学生が交流する機会を作ります。	保小交流事業の実施回数	各地区 10回	教育委員会
保・小・中の指導者の交流の場の提供	保育園、小学校、中学校の指導者が集まり、様々な情報交換ができる場を提供します。	情報交流実施回数	9回/年	教育委員会
3、4、5歳児全員入所による就学前教育の充実	幼児期の発達の特徴に応じ、学校教育のはじまりとして必要な力の育成に努めます。	3歳以上児入所率	100%	教育委員会
スポーツ少年団支援事業	スポーツ活動を通し、心身ともに健康な体力づくりを目的とした、スポーツ少年団への支援を行います。	スポーツ少年団数	4団体	教育委員会
部活動の地域展開	中学校部活動が地域へ展開し、地域クラブ活動として取り組む体制を整備します。	町内学校部活動の地域展開率	100%	教育委員会

(2) 相談体制の充実

事業の名称	事業の内容	指標	目標値	担当課
育児相談の実施	乳幼児とその親を対象に、子育てに関する悩みの相談を行います。	乳幼児健診・相談に参加した児童数	随時	保健福祉課
家庭訪問の実施	子育て家庭に、保健師や支援員が訪問し、幅広い悩みや相談に応じます。	乳幼児訪問件数	随時	保健福祉課
妊婦教室の開催	妊婦の相談や仲間づくりの場を提供することにより、相談しやすい関係づくりを支援します。	妊婦教室の開催回数	1回/年	保健福祉課

妊産婦訪問事業	妊産婦の家庭状況を把握し、日常生活に即した指導を実施します。	妊産婦訪問回数	2回以上/人	保健福祉課
産婦人科・小児科オンライン	オンラインで産婦人科医、小児科医、助産師に相談ができる「遠隔健康医療相談」を推進します。	妊婦の未来かなえネット加入率	100%/年	保健福祉課
乳児相談事業	育児不安の軽減を図るため、育児相談・栄養指導等を中心に実施します。	乳児相談開催回数	6回/年	保健福祉課
1歳児相談事業	う歯予防を中心に健康教育と育児相談を行います。	1歳児相談開催回数	4回/年	保健福祉課
1歳6か月健診	子どもの発達・発育の把握と育児不安の解消に努めます。	1歳6か月相談開催回数	4回/年	保健福祉課
2歳児相談	う歯の予防、子どもの発達・発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	2歳児相談開催回数	4回/年	保健福祉課
3歳児健診	子どもの発達・発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	3歳児健診開催回数	4回/年	保健福祉課
5歳児健診	う歯予防と子どもの発達・発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	5歳児健診開催回数	2回/年	保健福祉課
家庭や専門機関との連携	子どもたちの多種多様な悩みや、抱える問題に対し、行政・学校・家庭のみならず、スクールソーシャルワーカーや、相談員、医療機関、児童相談所などの専門機関と連携し、児童生徒の諸問題に対し、早期対応に努めます。	スクールカウンセラー学校訪問回数	各校30回/年	教育委員会
就学前相談事業	未就学児を対象に就学前相談を随時実施します。	巡回ことばの教室実施回数	2回/年	教育委員会
こども家庭センターの運営	母子保健と児童福祉の両機能が一体となったこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対して切れ目ない相談支援を行います。	センター長、統括支援員、その他職員の配置	センター長1名、統括支援員1名、その他職員1名以上	保健福祉課

基本目標：2. 妊娠・出産・育成期における切れ目ない支援

妊娠・出産・育成期と成長と共に、子どもと家庭を取り巻く状況は常に変化していきます。その変化に合わせて、必要な支援が必要な時に届くよう、行政・保育・教育・地域が連携して支える仕組みが必要です。

こども家庭センターを中心に、子どもの健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、妊産婦等への訪問、保健指導等の充実を図り、切れ目のない支援体制の強化に努めます。

(3) 妊娠期における支援

事業の名称	事業の内容	指標	目標値	担当課
妊婦教室の開催 (再掲)	妊婦の相談や仲間づくりの場を提供することにより、相談しやすい関係づくりを支援します。	妊婦教室の開催回数	1回/年	保健福祉課
妊産婦訪問事業 (再掲)	妊産婦の家庭状況を把握し、日常生活に即した指導を実施します。	妊産婦訪問回数	2回以上/人	保健福祉課
妊婦委託健康診査事業	妊娠中の健康管理と異常の早期発見を図り、安全な出産に向けた適切な保健指導を行います。	妊婦健診受診券使用率	100%/人	保健福祉課
妊婦歯科健診事業	妊娠中及び出産後のむし歯予防の啓発を図り、母子の歯の健康保持・増進を図ります。	妊婦の歯科健診受診率	50%/年	保健福祉課
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録するための手帳を交付し、安全な出産と母子の健康確保に努めます。 併せて母子健康手帳アプリの登録を推奨し、アプリを用いた妊娠期の栄養・生活等の知識や情報を発信し、安全・安心な出産を支援します。	母子健康手帳の交付率/妊婦のアプリ登録率	100%/年	保健福祉課
こども家庭センターの運営 (再掲)	妊娠時から出産後、そして子どもの成長に合わせた切れ目ない支援を行います。	センター長、統括支援員、その他職員の配置	センター長1名、統括支援員1名、その他職員1名以上	保健福祉課

(4) 出産期における支援

事業の名称	事業の内容	指標	目標値	担当課
乳幼児教室 (再掲)	親子のふれあいや様々な遊び・体験事業を通して必要な知識を習得するとともに、楽しく子育てができるような仲間づくりにつなげていきます。	乳幼児教室の開催回数	随時	保健福祉課
乳児相談事業 (再掲)	育児不安の軽減を図るため、育児相談・栄養指導等を中心に実施します。	乳児相談開催回数	6回/年	保健福祉課
乳幼児訪問指導	健診や相談等でフォローが必要と判断される乳幼児及びその家族に対して随時行います。	乳幼児訪問件数	随時	保健福祉課
広報すこやかちゃんの配布	広報を年4回発行し、情報提供を行うことで、よりよい生活習慣の確立を支援します。	広報紙の発行回数	4回/年	保健福祉課
産婦人科・小児科オンライン (再掲)	オンラインで産婦人科医、小児科医、助産師に相談ができる「遠隔健康医療相談」を推進します。	妊婦の未来かなえネット加入率	100%/年	保健福祉課
産婦健診への助成	産後の健診にかかる費用助成を行っています。	産婦健診受診者延べ人数	10人/年	保健福祉課
産後ケア事業	出産後の身心のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。	デイサービス型利用者数	24人/年	保健福祉課
こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)	各家庭の生活や育児環境に合わせた相談・指導を実施します。家族を含めた生活環境改善など育児を支援します。	生後4か月までの乳児訪問件数	100%/年	保健福祉課

(5) 育成期における支援

事業の名称	事業の内容	指標	目標値	担当課
新生児聴覚検査の費用助成	新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。	新生児聴覚検査実施率	100%/年	保健福祉課
乳児委託健康診査事業	乳児期の疾病及び、発育・発達の異常の早期発見を図り、適切な医療・療育が受けられるよう支援します。	乳児健診受診者延べ人数	随時	保健福祉課

離乳食教室 (再掲)	離乳食の作り方や、栄養バランスなどの指導を行い、乳幼児の栄養確保に努めます。また、離乳食による悩みや相談を打ち明ける場を提供し、子育ての悩みの軽減に努めます。	離乳食教室開催回数	2回/年	保健福祉課
1歳児相談事業 (再掲)	う歯予防を中心に健康教育と育児相談を行います。	1歳児相談開催回数	4回/年	保健福祉課
1歳6か月健診 (再掲)	子どもの発達・発育の把握と育児不安の解消に努めます。	1歳6か月相談開催回数	4回/年	保健福祉課
2歳児相談 (再掲)	う歯の予防、子どもの発達・発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	2歳児相談開催回数	4回/年	保健福祉課
3歳児健診 (再掲)	子どもの発達・発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	3歳児健診開催回数	4回/年	保健福祉課
5歳児健診 (再掲)	う歯予防と子どもの発達・発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	5歳児健診開催回数	2回/年	保健福祉課
幼児フッ素塗布	1歳6か月健診と、2歳児相談、3歳児健診の際にフッ素塗布を行い、う歯予防を支援します。	う歯がある子どもの率(平均値)	10%以下	保健福祉課
予防接種事業	「予防接種法」に基づく予防接種を行い、子どもの健康確保に努めます。また、ロタウイルス胃腸炎及びインフルエンザウイルス感染の予防、重症化を防ぐため、予防接種費用を助成します。	予防接種費用助成	随時	保健福祉課
思春期保健事業	思春期における心と体の健康づくりを目的として、中学校では3年生を対象に命の授業(乳児ふれあい体験)、住田高校では全校生徒を対象に思春期保健講演会を実施しています。	実施学校数	2校/年	保健福祉課
健康に関する啓発・学習の推進	学校で行われる授業において、薬物や性についての学習を行い、正しい知識の啓発を図ります。	関係する講座等の実施回数	各小中学校1回/年	教育委員会

就学時健康診断	次年度就学予定者を対象とした健康診断を行い、就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告やその他必要な助言を行うとともに、適切な就学についての指導に努めます。	健診受診者数	対象者全員	教育委員会
食育の推進	保育園や学校において、食に関する知識と関心の醸成を図ります。また、関係者との連携により地元食材による給食の提供を行い、子どもたちに本町の豊かな食材にふれる機会を提供します。	栄養教諭による食に関する指導の実施	小学校 6回/年 中学校 3回/年	教育委員会

基本目標：3. 配慮を必要とする子ども、子育て家庭への支援

子どもの発達段階に応じた成長ができるよう、きめ細かな支援や特性に配慮した関わりが重要であり、今回のニーズ調査においても、「病気や発育・発達に関すること」に不安を抱いている割合が高い結果となっています。

言語、運動、社会性、情緒などの発達面において特性を有する場合、早期の気づきにより、生活面や学習面での困難を軽減し、成長を促すことが可能であることから、行政・保育・教育・地域が連携した適切な支援を推進します。

また、ひとり親家庭などでは、子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、児童扶養手当などの各種給付事業を継続し、子育て世帯への経済的な支援を推進します。

(6) 発達支援の充実

事業の名称	事業の内容	指標	目標値	担当課
療育教室の開設（新規）	発達に特性のあるお子さんが将来の自立と社会参加を目指し、それぞれの発達段階や特性に合わせた支援を行うため、療育教室を開設します。	利用者数	2人/回	保健福祉課
乳幼児発達活動支援	子どもの発育・発達を助けるとともに、育児不安等の軽減を図るため、専門機関による個別相談事業を行います。	こども相談延べ相談件数	随時	保健福祉課
障がい児保育事業	集団生活が可能な月齢に到達した障がいのある子どもの受入れを推進します。	担当職員の配置	1人/対象児1人	教育委員会
特別支援教育就学奨励費の支給	「学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者」及び「特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者」に対し、経済状況に応じて、義務教育に係る経費の一部（学用品費、給食費等）を支給します。	支給対象者数	随時	教育委員会
学校における特別支援教育の充実	特別支援教室において、障がいのある児童・生徒それぞれにあった学習指導や支援を行います。	①専門機関を招いての随時相談 ②教育支援委員会	① 6回/年 ② 4回/年	教育委員会

(7) 経済的支援の充実

事業の名称	事業の内容	指標	目標値	担当課
児童手当の支給	児童（0歳から18歳に達する年度末）を養育する者に対して、国の基準に沿って児童手当を支給します。			住民税務課
子ども、妊産婦医療費助成事業	医療機関等（医科・歯科・薬局など）に支払った医療費の助成を行います。なお、妊産婦については所得制限あり。 対象者 ①子ども（未就学児～高校生まで） ②妊産婦（妊娠5か月から出産翌月まで）			住民税務課
ひとり親医療費助成	ひとり親医療費助成の対象となった方に、医療機関等（医科・歯科・薬局など）に支払った医療費の助成を行います。 ※所得制限あり 対象 ①未就学児から高校生までの子ども ②父母			住民税務課
重度心身障がい者（児）医療費助成	重度心身障がい者（児）の対象となった方に対して、医療機関等（医科・歯科・薬局など）に支払った医療費の助成を行います。 対象者 身障手帳1・2級、特児1級、障害基礎年金1級、療育手帳A級、精神障害1級			住民税務課
出産祝い金の支給	本町に住所を有し、実際に居住している子育て家庭で、第3子以降の子を出産した場合に、祝い金を支給します。	出産祝い金の支給件数	随時	保健福祉課
要保護・準要保護児童・生徒への援助	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育にかかる経費の一部（学用品費、給食費など）を援助します。	支給対象者数	随時	教育委員会

奨学金の支給	人物・学業ともに優良な生徒のうち、経済的に高等学校や大学等の進学が困難な生徒に対し、審査のうえ、学資を支給します。 また、必要な要件を満たした場合、返還金の一部を免除します。	支給対象者数	随時	教育委員会
保育料及び副食費の無償化	町内に住所のある全ての入園児の保育料と副食費を無償とします。	保育料と副食費の無償化率	100%	教育委員会
すまいの補助金	住宅を建築・リフォームする際に交付している補助金について、世帯に18歳以下の者がいる場合、補助額を加算します。	子育て世帯の住宅新築及びリフォーム事業費補助金の交付件数	住宅新築：10件/年 リフォーム：5件/年	建設課

基本目標：4. 児童虐待の予防と対応

核家族化が進行する中で、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきています。児童虐待は、発生予防から早期発見、迅速・的確な対応、被虐待児の自立支援までの一連の対策が重要となっており、子どもの安心安全な環境や生活を確保するため、関係機関等との連携を図ります。

特に、こども家庭センターが中心となり、実情の把握・相談・調査・情報の共有などに努めます。

(8) 虐待防止対策の充実

事業の名称	事業の内容	指標	目標値	担当課
相談機能の充実	スクールカウンセラーやスーパーバイザーを派遣し、教育相談機能の充実を図ります。	学校訪問回数	各校 30 回/年	教育委員会
児童虐待に関する啓発・相談活動の推進	児童虐待防止についての意識の啓発や相談活動を充実させ、予防と早期発見に努めます。	学校訪問回数	各校 30 回/年	教育委員会
育児相談の実施(再掲)	乳幼児とその親を対象に、子育てに関する悩みの相談を行います。	乳幼児健診・相談に参加した児童数	随時	保健福祉課
家庭訪問の実施(再掲)	子育て家庭に、保健師や支援員が訪問し、幅広い悩みや相談に応じます。	乳幼児訪問件数	随時	保健福祉課
乳児相談事業(再掲)	育児不安の軽減を図るため、育児相談・栄養指導等を中心に実施します。	乳児相談開催回数	6 回/年	保健福祉課
1 歳児相談事業(再掲)	う歯予防を中心に健康教育と育児相談を行います。	1 歳児相談開催回数	4 回/年	保健福祉課
1 歳 6 か月健診(再掲)	子どもの発達・発育の把握と育児不安の解消に努めます。	1 歳 6 か月相談開催回数	4 回/年	保健福祉課
2 歳児相談(再掲)	う歯、予防、子どもの発達。発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	2 歳児相談開催回数	4 回/年	保健福祉課
3 歳児健診(再掲)	子どもの発達・発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	3 歳児健診開催回数	4 回/年	保健福祉課
5 歳児健診(再掲)	う歯予防と子どもの発達・発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	5 歳児健診開催回数	2 回/年	保健福祉課

(9) 関係機関との連携体制の充実

事業の名称	事業の内容	指標	目標値	担当課
家庭や専門機関との連携 (再掲)	子どもたちの多種多様な悩みや、抱える問題に対し、行政・学校・家庭のみならず、スクールソーシャルワーカーや、相談員、医療機関、児童相談所などの専門機関と連携し、児童生徒の諸問題に対し、早期対応に努めます。	スクールカウンセラー 一学校訪問回数	各校 30 回 /年	教育委員会
児童虐待の対応	虐待に関する相談を受け、児童相談所や支援センターなど関係機関と連携して子どもの安全を確保します。	学校訪問回数	随時	保健福祉課
要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を行うことにより、児童相談所、保健所、医療機関、警察、教育・保育機関など、関係機関との情報共有を図ります。	要保護児童対策地域協議会	4 回/年	保健福祉課
こども家庭センターの運営 (再掲)	母子保健と児童福祉の両機能が一体となったこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもに対して切れ目ない相談支援を行います。	センター長、統括支援員、その他職員の配置	センター長 1 名、 統括支援員 1 名、 その他職員 1 名以上	保健福祉課

基本目標：5. 保育の充実と環境整備

多くの家庭が共働きという中で、家庭と仕事のバランスを取ることが求められています。多様化する家庭環境や就労形態によって子育て家庭が孤立しないよう、個々の学力に応じた学習支援や子どもの居場所づくりを推進します。

また、子育てに適した住居や道路等の整備、子どもの遊び場の拡充等により、子育てにやさしい環境の充実に努めます。

(10) 保育・教育環境の充実

事業の名称	事業の内容	指標	目標値	担当課
保育 ICT システムの導入	保育の周辺業務や補助業務にかかる ICT システムの導入により、保育士の業務負担の軽減と保護者との情報共有の円滑化を図り、園児の心身の健全な発達へとつなげます。	保育 ICT システムの導入と活用	全保育園	教育委員会
一時保育事業	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、児童の保育が困難になった場合に、保育に欠ける児童を一時的に預かる保育事業の充実を図ります。	担当保育士の配置	1 人/園	教育委員会
3、4、5歳児全員入所による就学前教育の充実（再掲）	幼児期の発達の特性に応じ、学校教育のはじまりとして必要な力の育成に努めます。	3 歳以上児入所率	100%	教育委員会
乳児保育事業	町内の両保育園で0歳児保育を開始しています。また、世田米保育園では生後6か月から、有住保育園は生後8か月からの受入を実施しております。	0歳児入所者数	15人	教育委員会
延長保育事業	保育園の通常開所時間外の保育ニーズへ対応し、利用者の利便性向上を図ります。	利用児童数	1人	教育委員会
病児・病後児保育事業	病後児について、保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。	年間利用児童数	68人	教育委員会
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育施設等に通園していない生後6か月から満3歳未満児を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、保育を実施する事業です。	利用児童数	1人	教育委員会

障がい児保育事業（再掲）	集団生活が可能な月齢に到達した障がいのある子どもの受入れを推進します。	担当職員の配置	1人/対象児1人	教育委員会
森の保育園（再掲）	種山ヶ原を舞台とした四季折々の活動を通し、自然との触れ合いや、異年齢交流の機会を作ります。	年間開催数	3回/年	教育委員会
人材確保	安定した保育サービスの提供のため、適切な職員配置やICTを活用した現場の負担軽減等、職員が長く従事できる環境整備により、保育園運営に必要な人材の確保に努めます。	配置基準における充足率	100%	教育委員会
人材育成	園内研修の充実や、職員一人ひとりのキャリアに即した外部研修への積極的な参加と情報の共有を促し、職員全体の専門性の向上を図ることにより、複雑化する保育ニーズに対応できる人材を育てます。	園内研修の開催	1回/月	教育委員会
放課後子ども教室（再掲）	有住地区の子どもを対象に、放課後の居場所づくりとして、適切な遊びや学習の場を提供します。	放課後子ども教室数	2教室	教育委員会
学童クラブへの支援（再掲）	世田米学童クラブの運営支援を行います。指導員の資質向上と地位確立のため、研修等への積極的な参加を促していきます。	支援単位	2支援	教育委員会

(11) 子育て環境の整備

事業の名称	事業の内容	指標	目標値	担当課
安全な道路環境の整備	交通安全施設の定期的な点検により、通学児童や子ども連れ親子でも安心して通行できる、道路の整備を進めます。また、未就学児が日常的に集団で移動する経路について、関係団体と連携の上、安全確保に努めます。	交通安全施設設置工 事実施件数	1か所/ 年	住民税務課
防犯灯の整備	防犯灯の適正な設置や維持管理により、地域の安全を図ります。	防犯灯更新等件数	—	住民税務課

チャイルドシート・幼児同乗用自転車の幼児用座席のシートベルト着用等の啓発	チャイルド(ベビー)シートや子どもの自転車乗用時のヘルメット、幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルト着用の必要性などの情報提供を行うとともに、交通安全運動等にあわせて子どもの安全を徹底するよう関係各所と連携し啓発します。	広報紙等での広報件数	随時	住民税務課
公園など遊び場の整備事業	町内にある公園の整備や改修をすすめ、安心・安全に遊べる場を提供します。	遊具公園数	1 施設	教育委員会
公共施設を利用した遊び場の提供	地区公民館や保健福祉センターなどの公共施設を利活用した屋内での遊び場スペースを提供します。	遊び場スペースを提供する公民館	4 施設	教育委員会 保健福祉課
安全で安心な公園・緑地の整備	子どもの身近な遊び場である公園や緑地を子どもたちにとって楽しく安全で、安心して遊ばせることができる場所として整備します。	公園数	1 施設	教育委員会

第5章 量の見込み及び確保方策

1 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園、認定子ども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣政令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育園、認定子ども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣政令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育園、認定子ども園、小規模保育等

認定基準

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく、国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本町の現状としては、小中学校区域である世田米地区、有住地区ごとに設定する方法が、地域の実情を反映したものと考えるため、第2期計画に引き続き、第3期計画においても、世田米地区及び有住地区の2地区を、本町の「教育・保育提供区域」として設定します。

3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 1号認定（3歳から5歳 保育の必要なし）

現在は、1号認定のニーズがないこと、公立保育園における3歳児から5歳児の全員入所を実施し、既存の設備及び体制によって教育と保育の両面に配慮したサービスを提供していることから、公立認定こども園の設置予定はありません。

なお、今後新規参入する民間事業者がある場合には、認定こども園に関する情報提供を行い、設置を支援します。

また、保小交流事業の継続により、保育園と小学校が連携し、なめらかな就学を図ります。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定者数	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
確保量/利用定員	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 2号認定（3歳から5歳 保育の必要あり）

本町では、2号認定児童（3歳児から5歳児）を全員入所としており、保護者の就労等の有無にかかわらず受入れを行い、教育と保育の両方の機能を提供する方向としています。

現在は、町内に在住する3歳以上児については、100%の入所率となっています。現行の体制で量の見込みについては確保できているため、今後も体制が維持されるように支援に努めます。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定者数	61人	66人	66人	66人	63人

【量の見込みと確保量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	58人	47人	35人	28人	27人
確保量/利用定員	65人	55人	45人	35人	35人

(3) 3号認定（保育ニーズ：0歳から2歳）

町内2か所の保育園のうち、世田米保育園においては6か月、有住保育園においては8か月からの乳幼児の受け入れを行っています。

共働きや女性の就労率の増加により、出産後早いうちからの乳幼児（未満児）の保育園利用のニーズは高まっています。現時点では、待機児童はおりませんが、今後も保育ニーズに注視しながら、両保育園と連携し対応していきます。

【実績】

	年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定者数	0歳	15人	12人	8人	9人	8人
	1歳 2歳	38人	42人	31人	30人	25人
	計	53人	54人	39人	39人	33人

【量の見込みと確保量】

	年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳	8人	10人	9人	8人	8人
	1歳 2歳	20人	17人	19人	17人	16人
	計	28人	27人	28人	25人	24人
確保量/利用 定員	0歳	10人	12人	12人	10人	10人
	1歳 2歳	24人	20人	22人	20人	20人
	計	34人	32人	34人	30人	30人

4 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保

子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業として位置づけられた「乳児等のための支援給付」が令和8年度から開始されます。この給付は、親の就労状況に関わらず、毎月一定時間保育を利用することができ、保育所・認定子ども園等に入所していない乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供や助言等の援助を行うものです。

本町においては、世田米保育園、有住保育園の2か所において受け入れを実施し、事業利用者の保育園利用への円滑な移行を支援するとともに、保小交流事業により小学校との連携も図ります。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児等通園支援事業利用者	—	—	—	—	—

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	2人	2人	2人	2人
確保方策/延べ人数	—	2人	2人	2人	2人

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者、妊娠している人に対して、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和6年4月、母子保健と児童福祉に関する相談支援等を一体的に行うこども家庭センターを保健福祉課内に設置し、子ども、子育て世帯、妊産婦を対象に、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを提供する体制を整えました。

引き続き、こども家庭センターが中心となり、子育てに関する情報提供、相談及び関係機関との各種連絡調整を行いながら、切れ目のないサポートを提供していきます。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こども家庭センター設置か所数	—	—	—	—	1か所

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策/設置か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在は、子育て支援拠点としての専属的な設置はありませんが、保健福祉課において行う健診・相談、乳幼児の集いなどで情報提供、助言その他支援を行っています。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て支援拠点	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保方策/設置か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

町内の住民登録者に関わらず、里帰り出産もふくめ、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事

業です。

現在は、町の保健師等が自宅を訪問し、発育の確認や、子育ての相談等を実施しています。

引き続き、里帰り出産を含めた生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、育児不安の解消や子育て支援に関する情報提供を行いながら、養育環境等の把握に努めていきます。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問世帯数	21世帯	14世帯	10世帯	13世帯	7世帯

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み/実数	10世帯	10世帯	10世帯	10世帯	10世帯
確保方策/訪問保健師等	2人	2人	2人	2人	2人

(4) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現在は、乳児家庭全戸訪問事業と併せて、町保健師等により訪問を行っています。また、要保護児童の適切な保護や支援を行うために、子どもに関連する機関等で構成される要保護児童対策地域協議会を開催しています。

町保健師等の訪問により、養育環境に課題があると疑われる家庭においては、継続的な訪問等を行いながら支援を行っており、また保育園や学校等の関係者からの情報収集も行いながら、状況把握に努めています。なお、状況に応じて、要保護児童対策協議会実務担当者会議等で、関係機関との情報共有を図っています。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要保護児童対策協議会実務担当者会議開催数	3回	3回	3回	3回	3回

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3回	3回	3回	3回	3回
確保方策/会議開催数	3回	3回	3回	3回	3回

(5) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育をうけることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

本町においては、第2期計画期間中の利用実績はありませんが、状況を見ながら

広域での利用により調整を行うなど、必要がある場合には適切な対応に努めます。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用世帯数	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯
確保方策	児童養護施設等への委託事業/通年				

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児に関する相互支援を行う会員組織活動を推進する事業です。

本町においては、第2期計画期間中の利用実績がなく、また、提供体制を確保することが困難であることから、状況を見ながら今後の実施体制を検討します。

(7) 一時預かり事業（一時保育事業）

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において保育園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現在は、町内の2か所の保育園において、保育園の受入可能人数に応じて対応しています。

今後も、町内の2か所の保育園で引き続き対応していき、また、保育園の入所状況などにより受け入れしないことがないよう、保育士の確保に努めます。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数/延べ人数	0人	0人	7人	11人	0人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み/人日	2人	2人	2人	2人	2人
確保方策/1日あたりの受入	2保育園×1人/日				

(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて、保育を実施する事業です。

町内2か所の保育園において対応しています。

ここ数年の利用実績はありませんが、就労状況が多様化するなか、延長保育のニーズに対応できるよう受入体制を整えていきます。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数/延べ人数	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み/延べ人数	24人	24人	24人	24人	24人
確保方策/利用可能園児	2保育園×2人/日				

(9) 病児・病後児保育事業

保育園通所中の児童が病気の際に、集団保育の困難な期間、その児童を保育園、病院等に付設された専用スペースなどで一時的に預かるサービスです。

現在、本町には病児・病後児に対応した施設がなく、また、医療機関等との協力関係を構築していないため、利用実態はありません。しかしながら、ニーズ調査において、就学前児童世帯においては76.2%、小学生児童をもつ世帯においても68.4%の世帯が病児・病後児保育を利用したいと回答しており、対応が必要と考えます。

令和9年度からの事業実施に向け、広域による利用、病後児ルームの設置など幅広い視野で、支援体制を検討していきます。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数/施設数	—	—	—	—	—

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み/延べ人数	72人	72人	69人	68人	68人
確保方策/施設数	—	—	1か所	1か所	1か所

※量の見込みは、ニーズ調査結果より推計

(10) 妊婦健診事業

妊娠期間中に合計14回まで、健康診査受診票を利用して医療機関で健診を受けることができます。

受診票は母子健康手帳交付時に渡しています。

里帰り等により、県外の産婦人科において健診を受ける場合は、別途手続きが必要です。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数/受診回数	231人	204人	126人	121人	124人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 妊婦数/受診回数	10回	10回	10回	10回	10回
	140人	140人	140人	140人	140人
確保方策	医療機関への委託事業/通年				

(11) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子の身心の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談、サポート等を行う事業です。

アウトリーチ型は、保健師等が乳幼児訪問指導や乳児家庭全戸訪問事業と並行して実施していますが、デイサービス型は令和7年7月から県立大船渡病院での受け入れが開始されました。

引き続き、訪問型と通所型と異なるサービスにより、出産後の母子に対する身心のケアや育児支援を行います。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳幼児訪問世帯数	27世帯	22世帯	15世帯	13世帯	11世帯
乳児家庭全戸訪問事業 訪問世帯数(再掲)	21世帯	14世帯	10世帯	13世帯	7世帯

【量の見込みと確保量】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトリーチ型(乳幼児訪問)	量の見込み	10件	10件	10件	10件	10件
	確保方策/訪問保健師等	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
デイサービス型	量の見込み/延べ人数	9人年	12人年	12人年	12人年	12人年
	確保方策/受入施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(12) 放課後健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に、学校の空き教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在では、世田米地区において生活改善センター及びふれあい館で世田米学童クラブを開催しており、長期休暇時の児童利用ニーズも高いことから継続してまいります。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数/延べ人数	49人	49人	52人	55人	53人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用児童見込数	65人	55人	46人	53人	50人
確保方策/利用施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策/児童登録数	70人	70人	70人	70人	70人

(13) 放課後子ども教室

学校の授業終了後、子どもの居場所づくりとして上有住地区公民館と下有住地区公民館を開放しています。

引き続き、両施設を開放し、子どもの安全・安心な子どもの居場所づくりを推進していきます。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数/延べ人数	69人	55人	54人	45人	48人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用児童見込数	45人	45人	45人	45人	45人
確保方策/利用施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策/児童登録数	50人	50人	50人	50人	50人

(14) 保育料及び副食費の完全無償化事業

子育て家庭への支援を目的とし、町内に住所のある全ての保育園入園児の保育料と副食費を無償とする事業です。

3歳以上児及び0～2歳児の住民税非課税世帯の保育料を無償とする国の支援策を拡充する形で、町が令和5年度より独自に実施している事業であり、引き続き、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数/延べ人数	—	—	—	39人	33人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	28人	27人	28人	25人	24人
確保方策/利用定員	34人	32人	34人	30人	30人

(15) 多様な事業者の参入促進・能力活用

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

6 母子保健事業の評価指標

実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しを行い、妊産婦や乳幼児への切れ目のない保健対策を適切に展開するための評価指標を定めます。

項目		現状値 (6年度)	目標値 (11年度)	国の中間目標 (7年度)	出典	
周産期	妊産婦の保健・ 医療提供体制	妊娠 11 週以内 での妊娠届出率	100.00%	100.00%	増加	地域保健・ 健康増進事 業報告
	産後うつ	産後 1 か月時点 での産後うつの ハイリスク者割 合	25.00%	20.00%	減少	母子保健事 業の実施状 況(県報告)
		産後ケア事業の 利用率	—	60.00%	増加	町集計
	低出生体重児	全出生数中の低 出生体重児の割 合	25.00%	20.00%	減少	町集計
		妊婦の喫煙率	0.00%	0.00%	0.00%	乳幼児健康 診査問診回 答状況(県 報告)
	妊産婦 の口腔	妊産婦の歯科健 診受診率	25.00%	50.00%	増加	地域保健・ 健康増進事 業報告
	・流産 ・死産	流産・死産され た方の情報を把 握する体制があ る	実施	継続		母子保健事 業の実施状 況(県報告)
乳幼児期	小児の保健・ 医療提供体制	かかりつけ医を もっている 3 歳 児の割合	55.56%	60.00%	95.00%	乳幼児健康 診査問診回 答状況(県 報告)

項目			現状値 (6年度)	目標値 (11年度)	国の中間目標 (7年度)	出典
乳幼児期	乳幼児の口腔	かかりつけ医をもっている3歳児の割合	11.11%	30.00%	55.00%	乳幼児健康診査問診回答状況(県報告)
		むし歯のない3歳児の割合	94.44%	100.00%	増加	地域保健・健康増進事業報告
・学童期 ・思春期	生活習慣 こどもの	朝食を欠食するこどもの割合	小学5年生 0.00%	0.00%	0.00%	小・中学校学習定着度状況(県報告)
			中学2年生 0.00%			
全生育期	児童虐待	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	1歳6か月児 60.00%	70.00%	85.00%	乳幼児健康診査問診回答状況(県報告)
			3歳児 66.67%	70.00%	70.00%	
		育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	1歳6か月児 100.00%	100.00%	90.00%	乳幼児健康診査問診回答状況(県報告)
		3歳児 66.67%	80.00%			
ソーシャルキャピタル	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	1歳6か月児 90.00%	95.00%	95.30%	乳幼児健康診査問診回答状況(県報告)	
		3歳児 83.3%	95.00%			
	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	1歳6か月児 60.00%	75.00%	85.00%	乳幼児健康診査問診回答状況(県報告)	
		3歳児 50.00%	70.00%	75.00%		

第6章 放課後児童対策の推進

1 趣旨

第2期計画においては、共働き世帯の増加や、母子・父子家庭の増加に加え、祖父母世代の就労率の高さなどから、子どもの放課後や週末、長期期間中の居場所づくりを推進してきましたが、今回のニーズ調査においても、両親の就労率は高く、子どもが安心して遊べる地域へのニーズが高い結果となっていることから、引き続き、放課後児童対策に取り組む必要があります。

本町の放課後児童対策の推進においては、「放課後児童対策パッケージ」等の国が進める取り組みや方針等に配慮しながら、計画的な推進に努めるものとします。

2 放課後児童対策の推進

(1) 放課後児童クラブの量の見込み及び目標事業量（再掲）

今後の児童数の推移を踏まえながら提供体制を確保します。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数/延べ人数	49人	49人	52人	55人	53人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用児童見込数	65人	55人	46人	53人	50人
確保方策/利用施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策/児童登録数	70人	70人	70人	70人	70人

(2) 放課後子ども教室の実施計画（再掲）

全ての児童が放課後等において多様な体験・活動を行うことができるよう地域住民の参画を得ながら事業の実施に努めます。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数/延べ人数	69人	55人	54人	45人	48人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用児童見込数	45人	45人	45人	45人	45人
確保方策/利用施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策/児童登録数	50人	50人	50人	50人	50人

(3) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

現在、放課後児童クラブは世田米小学校区において開催され、放課後子ども教室

は有住小学校区において開放されているため、連携型又は校内交流型による連携は見込まれていませんが、令和6年4月に中学校が統合されたことを踏まえ、双方の関係者や学校とも協議しながら、必要に応じて連携に向けた検討を進めていきます。

※連携型：放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携して、全ての児童が両方の活動プログラムに参加し、交流するもの。

※校内交流型：放課後児童クラブと放課後子ども教室を同一小学校内で実施するもの。

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所については、学校教育活動に支障のないよう、普通教室のタイムシェアを含めた学校施設の一時利用を学校と連携し、推進します。

(5) 公的居場所の指定

放課後の児童が過ごせる公的な居場所として、世田米地区においては放課後児童クラブと中央公民館図書室を、有住地区においては放課後子ども教室、下有住地区公民館図書室と上有住地区公民館図書室をそれぞれ活用します。

【町内小学校児童の公的居場所】

	放課後子ども教室	放課後児童クラブ	公民館図書室
世田米地区		世田米学童クラブ	中央公民館図書室
有住地区	下有住子ども教室		下有住地区公民館図書室
	上有住子ども教室		上有住地区公民館図書室

(6) 保健福祉課と教育委員会の連携方策

総合的な放課後対策については、必要に応じてこども家庭センター合同支援会議や総合教育会議等を活用して協議、検討を進めます。

(7) 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応

特別な配慮を必要とする児童への適切な育成支援を図るため、放課後児童支援員等（以下「支援員等」という。）の研修受講等による資質向上を支援するとともに、支援員等の加配についても配慮します。

また、こども家庭センター等の関係機関と連携し、配慮が必要な児童の見守りや情報共有を図ります。

(8) 事業の質の向上のための方策

研修受講等により支援員等に必要な知識やスキルの取得・向上に努めるほか、地域との交流や連携を図りながら子どもの居場所づくりの充実を図ります。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

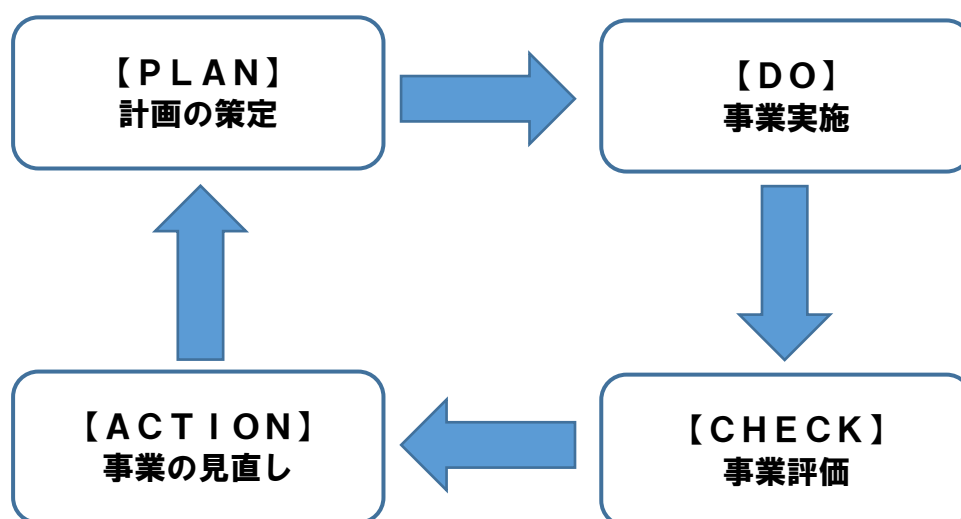
計画の推進にあたっては、子育て家庭、子育てに関わる事業者や関係団体をはじめ多くの町民の協力と理解が重要であることから、地域社会全体で連携しながら取り組みを推進します。

また、保護者や子ども・子育て支援事業従事者、学識経験者等で構成する住田町子ども・子育て支援会議において毎年度、計画の進捗状況を把握し、事業の評価や見直しなどについての会議を行い、本計画の効果的な進行管理に努めます。

2 計画の進行管理

計画の実現のため、P D C Aサイクルに基づいて実施状況を点検・評価し、必要に応じて課題の検討等を行い、その後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

また、本計画や子育て支援に関する情報等について、様々な媒体を活用しながら周知・啓発に努めます。



資料編

1 住田町子ども・子育て支援会議設置要綱

令和7年6月2日
住田町告示第26号

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）等の法令等に基づいた子ども・子育て支援を実施するにあたり、関係者等から広く意見を聴取するため、住田町子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 この会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援計画に関する事。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づく市町村行動計画に関する事。
- (3) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条第2項に基づく市町村計画に関する事。
- (4) 成育医療等基本方針に基づく計画策定方針（令和5年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）を踏まえた母子保健計画に関する事。
- (5) 令和6年度以降の放課後児童対策について（令和6年3月29日付け子ども家庭庁成育局成育環境課長及び文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長通知）に基づく放課後児童対策に関する事。
- (6) その他子ども・子育て支援に関する事。

(組織)

第3条 この会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前条各号に係る保健、医療、福祉、警察機関を代表する者
- (3) 前条各号に係る事業に従事している者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者
- (5) 町内事業所に勤務する者
- (6) その他町長が必要と認めた者

2 委員の定数は20名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども子育て担当課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

2 住田町子ども・子育て支援会議委員名簿

No	委員種別	団体名	職	氏名	備考
1	第1号 (学識経験者)	住田町小中学校 校長会	会長	遠山 秀樹	
2		住田町教育委員会	教育委員	小野 香江	
3		住田町民生児童委員 協議会	会長	松田 栄吉	
4	第2号 (保健等関係者)	岩手県立大船渡病院	理事	渕向 透	
5		菅野歯科	院長	菅野 悦哉	
6		横沢歯科	院長	横澤 茂樹	
7		住田町社会福祉 協議会	会長	泉田 義昭	
8		大船渡保健福祉 環境センター	センター 所長	赤岩 正昭	
9		大船渡警察署 世田米駐在所所長	警部補	山根 誠	
10	第3号 (事業従事者)	世田米学童クラブ	放課後 児童支援員	泉田 淑子	
11		世田米保育園	園長	岩渕 真理	
12		有住保育園	園長	紺野 留実子	
13	第4号 (保護者)	住田町PTA連合会	会長	深野 賢一	
14		世田米保育園 保護者会	会長	水野 竜一	
15		有住保育園保護者会	会長	千葉 満	
16	第5号 (事業所勤務)	住田町商工会	青年部長	里見 幸子	
17		住田フーズ株式会社	職員	菊池 美恵	

(令和8年3月1日現在)

3 第2期計画 基本目標ごとの施策の展開（実績）

基本目標：1. 子どもの健やかな育ちをみんなで支えるまちづくり

施策の方向：(1) 家庭の育てる力を支援

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
育児相談の実施	乳幼児とその親を対象に、子育てに関する悩みの相談を行います。	子どもの発育や発達の状況を確認するだけでなく、保護者の子育て等に関する悩み相談の機会となっている。	出生数が少なく、対象者がいない月や2～3人など少数のときがある。	保健福祉課
家庭訪問の実施	子育て家庭に、保健師や支援員が訪問し、幅広い悩みや相談に応じます。	保健師や支援員が家庭訪問を行うことで、健診会場や保育園・学校だけでは分からない、家庭の状況の把握が行えている。	こども家庭センターに保健師や看護師といった医療系の専門職はいるが、社会福祉士、精神保健福祉士といった福祉系の専門職がいない。	保健福祉課
園庭開放	在宅児童や親等に園庭を開放し、遊び場や交流の機会を提供します。	希望者に対して随時対応し、実施。	定期的な実施体制の確保。	教育委員会
一時保育事業	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、児童の保育が困難になった場合に、保育に欠ける児童を一時的に預かる保育事業の充実を図ります。	多様なニーズに応じた受け入れを実施し、保護者支援へつなぐことができた。	担当保育士の確保。	教育委員会
育児支援事業	主に乳幼児を持つ子育て家庭同士の交流、つどいの場を提供する育児支援事業を推進します。	乳幼児学級に同じ		教育委員会
乳幼児教室	親子のふれあいや様々な遊び・体験事業を通して必要な知識を習得するとともに、楽しく子育てができるような仲間づくりにつなげていきます。	保育園に通っていない乳幼児と保護者の交流の機会となっている。	母が就労している家庭が多く、1歳になるとほとんどの児が保育園に入園するため、対象者が少ない。	保健福祉課
パーム・パームの開催（乳幼児学級）	子どもたちが、明るくのびやかに育つために、温かい家庭教育環境のあり方、子育てのあり方について学習し交流する場を作ります。	子どもたちが明るく伸びやかに育つために、温かい家庭環境のあり方や子育てのあり方について学習し交流する機会とすることができた。	乳幼児の段階から保育園に入る子どもが多く参加者減少したことから、令和4年度で事業を終了した。	教育委員会

施策の方向：(2) 保育サービスの充実

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
保育園運営の充実	世田米地区と有住地区の2か所で実施しています。利用者の意向に耳を傾け、事業の改善・充実を図ります。	2か所での実施により、利用者の実情に応じた通園先を確保することができている。	3歳未満児の利用ニーズの増加に応じた、保育士の確保。	教育委員会
3、4、5歳児全員入所による就学前教育の充実	幼児期の発達の特性に応じ、学校教育のはじまりとして必要な力の育成に努めます。	就学前教育の充実や、ケアを要する児童の早期支援開始にもつながっている。	保育士の継続確保。	教育委員会
乳児保育事業	町内の両保育園で0歳児保育を開始しています。また、世田米保育園では6か月からの受入を実施しております。	近年増加傾向にある、産後早期職場復帰を望む家庭への支援へつながった。	0歳児の利用ニーズの増加に応じた、保育士の確保。	教育委員会
障がい児保育事業	集団生活が可能な月齢に到達した障がいのある子どもの受入れを推進します。	保護者及び庁内外関係機関と連携し、情報共有を図った上での保育を実施することにより、障がい児本人とその家族の心身のケアも図られた。	障がい児の利用ニーズに応じた、保育士の確保。	教育委員会
延長保育事業	保育園の通常開所時間外の保育ニーズへ対応し、利用者の利便性向上を図ります。	利用実績なし	—	教育委員会
一時保育事業(再掲)	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、児童の保育が困難になった場合に、保育に欠ける児童を一時的に預かる保育事業の充実を図ります。	多様なニーズに応じた受け入れを実施し、保護者支援へつながることができた。	担当保育士の確保。	教育委員会
病児・病後児保育事業	現在、町内では実施していませんが、今後、実施について調査・検討していきます。	—	利用者数が一定ではないため、受入施設、人員体制が町内単独での実施が現状困難。	教育委員会
保育所地域活動事業の推進	保育園の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業の推進を図ります。	多様な世代間での相互理解や、地域を学ぶ機会を提供することができた。	特になし。	教育委員会
職員研修の実施	教育・保育に携わる職員の専門性向上を図るため必要に応じて研修を行います。	その時々々の課題に応じた研修を企画、実施し、組織全体の資質向上へつながっている。	通常業務との調整が困難。	教育委員会

人材確保	保育園運営に必要な人材の確保に努めます。	必要に応じた人材確保を実施し、安定した保育サービスを提供した。	特別なケアを要する園児の受け入れ等も想定されるため、今後も人事確保に努める必要がある。	教育委員会
教育・保育施設で働く職員のやりがいの醸成	教育・保育施設で働く職員が仕事にやりがいを感じ、長く従事できるよう、業務改善等につながる取組を検討します。	指導案等の様式を見直しなど、現場の負担軽減と事務作業の効率化を図った。	複雑化する子ども達の育成ニーズに対応するため、現場の業務負担は増加傾向にある。	教育委員会

施策の方向：(3) 児童健全育成事業の充実

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
公民館を活用した子ども向け事業	公民館や児童館を活用した世代間交流、地域文化の伝承活動等を推進していきます。	放課後子ども教室や小さな拠点づくり事業で、公民館等を活用した世代間交流や地域文化の伝承活動等を実施することができた。	より多くの方に地域のボランティア等として協力していただくと効果が高まると思われる。	教育委員会
スポーツ少年団支援事業	スポーツ活動を通し、心身ともに健康な体力づくりを目的とした、スポーツ少年団への支援を行います。	施設使用料の減免により、スポーツ少年団活動の促進を図ることができた。	指導者の育成と確保が必要である。	教育委員会
芸術鑑賞会の実施	様々な分野の芸術に触れる機会を設け、感受性豊かな心の形成を図ります。	児童に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、青少年の豊かな情操を養うことができた。	特になし。	教育委員会
園庭開放(再掲)	在宅児童や親等に園庭を開放し、遊び場や交流の機会を提供します。	希望者に対して随時対応し、実施。	定期的な実施体制の確保。	教育委員会
公園など遊び場の整備事業	町内にある公園の整備や改修をすすめ、安心・安全に遊べる場を提供します。	必要に応じて不具合か所の修理等を実施し、安心・安全に遊べる場を提供することができた。	テントを張って泊まる方がおり、その都度やめるよう声掛けし、一旦いなくなるが、また戻って来る。警察とも連携して対応している。	教育委員会
公民館を利用した遊び場の提供	町内にある公民館を利活用した屋内での遊び場スペースを提供します。	公民館や公民館体育館を貸出し、遊び場スペースを提供することができた。	上有住地区公民館体育館ではトイレが使えないなど、一部不便な施設もある。	教育委員会
放課後子ども教室	有住地区の子どもを対象に、放課後の居場所づくりとして、適切な遊びや学習の場を提供します。	放課後の子どもの居場所づくりとして、施設を開放し、遊びや学習の場を提供している。	支援が必要な利用者が増えていることから、支援員の負担軽減を図る対策が必要である。	教育委員会

学童クラブへの支援	世田米学童クラブの運営支援をおこないます。指導員の資質向上と地位確立のため、研修等への積極的な参加を促していきます。また、有住地区における学童クラブの設置についても、今後検討をしていきます。	保護者主体の学童クラブ運営費の支援をはじめ、指導員の研修を促がした。	社会情勢の変化に伴い支援認定を受ける児童の増加傾向がみられ、それに対応する職員配置の課題が懸念される。	教育委員会
住田高校生の自学自習支援	教育コーディネーターを派遣し、住田高校生の進路指導や、学力向上など、社会に出るために必要な能力の向上に努めます。	生徒の個性や希望を尊重し、一人ひとりに寄り添った教育活動を支援してきた。	いわて留学事業への参画を経て、生活支援を含めた多岐にわたるコーディネーター業務が求められている。	教育委員会

基本目標：2. 妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援
 施策の方向：(1) 子育てに関する相談・情報発信の充実

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
不妊相談の実施	不妊で悩んでいる夫婦に対する相談支援を行います。	令和4年度から不妊治療の保険適用範囲が拡大されたため、助成事業は終了したが、不妊治療を行う方への金銭的負担は軽減していると思われる。	特になし。	保健福祉課
妊婦教室の開催	妊婦の相談や仲間づくりの場を提供することにより、相談しやすい関係づくりを支援します。		妊婦の数が少なく、集団での妊婦教室の開催は難しい状況である。	保健福祉課
妊産婦訪問事業	妊産婦の家庭状況を把握し、日常生活に即した指導を実施します。	妊産婦の家庭状況を把握し、日常生活に即した相談、指導を行うことができています。	特になし。	保健福祉課
妊婦だより(マタニティ通信)の発行	通信発行により、妊娠期の栄養・生活等の知識や情報を発信し、出産に向けた安全・安心を支援します。	妊婦だよりは発行できていないが、妊娠届出時にママサポBOOKを配布し、妊娠期に必要な情報の提供を行うことはできている。	特になし。	保健福祉課
乳幼児教室(再掲)	親子のふれあいや様々な遊び・体験事業を通して必要な知識を習得するとともに、楽しく子育てができるような仲間づくりにつなげていきます。	保育園に通っていない乳幼児と保護者の交流の機会となっている。	母が就労している家庭が多く、1歳になるとほとんどの児が保育園に入園するため、対象者が少ない。	保健福祉課
乳児相談事業	育児不安の軽減を図るため、育児相談・栄養指導等を中心に実施します。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、令和2年、令和3年は中止となることがあったが、その際は個別訪問や電話での相談に切り替える等の対応を行い、育児不安の軽減を図ることができた。	特になし。	保健福祉課
乳幼児訪問指導	健診や相談等でフォローが必要と判断される乳幼児及びその家族に対して随時行います。	健診や相談等で継続的な支援が必要と判断された家庭への家庭訪問を行い、必要な知識の提供、不安の軽減を行うことができた。	特になし。	保健福祉課
広報すこやかちゃんの配布	広報を年4回発行し、情報提供を行うことで、よりよい生活習慣の確立を支援します。	年度初めの4月の個別通知、1歳6か月・3歳児健診を実施する6月・9月・12月・3月の広報ですこやかちゃんの情報提供を行うことができています。	特になし。	保健福祉課

産婦人科・小児科オンライン	スマートフォンで産婦人科医、小児科医、助産師に相談ができる「遠隔健康医療相談」を推進します。	妊娠届出の際に、未来かなえネットへの加入と産婦人科・小児科オンラインの利用についてご案内し、妊娠・子育て中の不安軽減に役立っている。	未来かなえネットが開始した平成30年より以前に妊娠・出産した世帯や、転入した子育て世帯へのサービス周知が不足している。	保健福祉課
育児サークルへの支援	育児サークルが行う事業への支援を行います。			保健福祉課
子育て世代包括支援センターの設置	妊娠時から出産後、そして子どもの成長に合わせた切れ目ない支援のため、子育て世代包括支援センターの設置を目指します。	令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となり、令和6年4月に「住田町こども家庭センター」を設置した。	マンパワーが不足している。国から令和7年度末までに配置が求められている、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職が配置できていない。	保健福祉課

施策の方向：(2) 子どもや子育て家庭の健康の確保

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録するための手帳を交付し、安全な出産と母子の健康確保に努めます。	母子健康手帳交付の際に保健師が面談、プラン作成を行うことで、妊婦の健康状態等の把握ができています。	母子手帳の交付件数は年々減少している。	保健福祉課
妊婦教室の開催(再掲)	妊婦の相談や仲間づくりの場を提供することにより、相談しやすい関係づくりを支援します。		妊婦の数が少なく、集団での妊婦教室の開催は難しい状況である。	保健福祉課
妊婦だより(マタニティ通信)の発行(再掲)	通信発行により、妊娠期の栄養・生活等の知識や情報を発信し、出産に向けた安全・安心を支援します。	妊婦だよりは発行できていないが、妊娠届出時にママサポBOOKを配布し、妊娠期に必要な情報の提供を行うことはできている。	特になし。	保健福祉課
妊婦委託健康診査事業	妊娠中の健康管理と異常の早期発見を図り、安全な出産に向けた適切な保健指導を行います。	妊婦の人数が減少しているため、妊婦健診受診券の使用枚数も減少している。妊婦健診費用が公費負担となっているため、妊婦の経済的負担は軽減されている。	受診券の発券や妊婦の情報共有を「いーはとーぶ」で行っていたが、令和8年度中に使用できなくなる予定のため、代替方法を検討する必要がある。	保健福祉課
妊婦歯科健診事業	妊娠中及び出産後のむし歯予防の啓発を図り、母子の歯の健康保持・増進を図ります。	むし歯になりやすい妊婦に対し、むし歯予防の啓発、母子の歯の健康保持・増進を図ることができた。	仕事やつわり、切迫早産等の体調の状況により歯科受診をすることができない妊婦も多い。	保健福祉課
産婦健診への助成	産後の健診にかかる費用助成を行っています。	産婦健診費用が公費負担となっているため、産婦の経済的負担は軽減されている。	産婦の情報共有を「いーはとーぶ」で行っていたが、令和8年度中に使用できなくなる予定のため、	保健福祉課

			代替方法を検討する必要がある。	
こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問事業）	各家庭の生活や育児環境に合わせた相談・指導を実施します。家族を含めた生活環境改善など育児を支援します。	新生児期に家庭を訪問することにより、生活や育児環境に合わせた相談・指導を実施することができている。	特になし。	保健福祉課
新生児聴覚検査の費用助成	新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。	新生児聴覚検査費用が公費負担となっているため、子育て世帯の経済的負担は軽減されている。	特になし。	保健福祉課
乳児委託健康診査事業	乳児期の疾病及び、発育・発達の異常の早期発見を図り、適切な医療・療育が受けられるよう支援します。	1か月児、4か月児、10か月児健診の費用が公費負担となっているため、子育て世帯の経済的負担は軽減されている。また、乳児期の疾病及び、発育・発達の異常の早期発見、適切な医療・療育が受けられている。	特になし。	保健福祉課
乳幼児訪問指導	健診や相談等でフォローが必要と判断される乳幼児及びその家族に対して随時行います。	健診や相談等で継続的な支援が必要と判断された家庭への家庭訪問を行い、必要な知識の提供、不安の軽減を行うことができた。	特になし。	保健福祉課
離乳食教室	離乳食の作り方や、栄養バランスなどの指導を行い、乳幼児の栄養確保に努めます。また、離乳食による悩みや相談を打ち明ける場を提供し、子育ての悩みの軽減に努めます。	離乳食の作り方や、栄養バランスなどの指導を行い、離乳食や育児に関する悩みや相談する場となっている。また、同時期に出産したお母さん同士の交流の場にもなっている。	対象者数の減少に伴い、開催回数も減少している。	保健福祉課
1歳児相談事業	う歯予防を中心に健康教育と育児相談を行います。	子どもの発育・発達の確認、保護者の育児不安の軽減が行えている。	出生数の減少に伴い、対象者数が減少している。	保健福祉課
1歳6か月健診	子どもの発達・発育の把握と育児不安の解消に努めます。	子どもの発育・発達の確認、保護者の育児不安の軽減が行えている。	出生数の減少に伴い、対象者数が減少している。	保健福祉課
2歳児相談	う歯、予防、子どもの発達。発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	子どもの発育・発達の確認、保護者の育児不安の軽減が行えている。	出生数の減少に伴い、対象者数が減少している。	保健福祉課
3歳児健診	子どもの発達・発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	子どもの発育・発達の確認、保護者の育児不安の軽減が行えている。	出生数の減少に伴い、対象者数が減少している。	保健福祉課

5歳児相談	う歯予防と子どもの発達・発育の把握と経過観察児の状況把握、育児不安の解消に努めます。	子どもの発育・発達の確認、保護者の育児不安の軽減が行えている。	出生数の減少に伴い、対象者数が減少している。	保健福祉課
幼児フッ素塗布	1歳6か月健診と、2歳児相談、3歳児健診の際にフッ素塗布を行い、う歯予防を支援します。	う歯がある子どもの数は減少しているが、う歯がある児は複数のむし歯がある場合が多い。	特になし。	保健福祉課
予防接種事業	「予防接種法」に基づく予防接種を行い、子どもの健康確保に努めます。また、ロタウイルス胃腸炎及びインフルエンザウイルス感染の予防、重症化を防ぐため、予防接種費用を助成します。	「予防接種法」に基づく予防接種を実施しており、各種感染症への感染、重症化を予防することができている。	予防接種デジタル化に向けた取組を進めていく必要がある。	保健福祉課
出産祝金の支給	本町に住所を有し、実際に居住している子育て家庭で、第3子以降の子を出産した場合に、祝い金を支給します。	出産祝金を支給することで、一時的な家計支援にはなっていると思われる。	出産祝金の支給を開始して19年経過しているが、目的に掲げている人口増加にはつながっていない。	保健福祉課
産婦人科・小児科オンライン(再掲)	スマートフォンで産婦人科医、小児科医、助産師に相談ができる「遠隔健康医療相談」を推進します。	妊娠届出の際に、未来かなえネットへの加入と産婦人科・小児科オンラインの利用についてご案内し、妊娠・子育て中の不安軽減に役立っている。	特になし。	保健福祉課

施策の方向：(3) 学童期、思春期から成人期にむけた保健対策の充実

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
健康に関する啓発・学習の推進	学校で行われる授業において、薬物や性についての学習を行い、正しい知識の啓発を図ります。	学校薬剤師に講師依頼し、薬物乱用防止等に係る学習の機会を設けている。	引き続き、正しい知識の習得の機会を提供する。	教育委員会
就学前相談事業	未就学児を対象に就学前相談を随時実施します。	障害のある子どもの就学に関する相談の機会を設け、適切な就学先の選定にや、教育支援のあり方について検討している。	引き続き、相談支援を継続する。	教育委員会

就学時健康診断	次年度就学予定者を対象とした健康診断を行い、就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告やその他必要な助言を行うとともに、適切な就学についての指導に努めます。	就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告を行うことで、適切な就学についての指導へとつなげた。	特になし。	教育委員会
食育の推進	保育園や学校において、食に関する知識と関心の醸成を図ります。また、関係者との連携により地元食材による給食の提供を行い、子どもたちに本町の豊かな食材にふれる機会を提供します。	児童生徒の食に関する知識と地域の食材への関心の醸成へとつなげることができた。	賄材料費の高騰との兼ね合い。	教育委員会
いじめに対する対策の強化	「住田町いじめ防止等の基本的な方針」に基づき、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図ります。	住田町学校警察連絡協議会や住田地区生徒指導連絡協議会の会議において、関係者間で現状把握と課題共有を図りながら、早期対応と防止に努めている。	引き続き、いじめ防止と発生時の適切な対応に取り組む必要がある。	教育委員会
相談機能の充実	スクールカウンセラーやスーパーバイザーを派遣し、教育相談機能の充実を図ります。	スクールカウンセラーの定期訪問を実施し、個別事案に対応する体制を図っている。	専門職員による相談機能を継続させる必要がある。	教育委員会
家庭や専門機関との連携	子どもたちの多種多様な悩みや、抱える問題に対し、行政・学校・家庭のみならず、スクールソーシャルワーカーや、相談員、医療機関、児童相談所などの専門機関と連携し、児童生徒の諸問題に対し、早期対応に努めます。	要保護児童対策地域協議会にケース登載されている児の家庭や学校等での様子について情報収集し、関係機関と共有することができている。	要保護児童対策地域協議会でケースの情報共有をしているが、自分事として捉えておらず、有事の際に上手く連携がとれない機関がある。	保健福祉課
		スクールカウンセラーの派遣等により、個々の事案を専門職の視点で捉えながら、適切な支援の実現に向けて連携を図った。	引き続きスクールカウンセラーの配置を行い関係機関と連携しながら適宜適切な支援を行う。	
教職員への支援	児童・生徒の悩みに対する助言や生徒指導に関わる問題に対し、教職員に対し、スーパーバイザーやスクールカウンセラーなど専門家による研修等を実施します。	スクールカウンセラーを派遣して児童生徒の相談業務を担いながら、円滑な学校運営につながるよう、教職員への指導・助言を行った。	引き続き、スクールカウンセラーを配置して支援を行っていく。	教育委員会

思春期保健事業	思春期における心と体の健康づくりを目的として、中学校では3年生を対象に命の授業(乳児ふれあい体験)、住田高校では全校生徒を対象に思春期保健講演会を実施しています。	中学生3年生を対象とした乳児ふれあい体験、住田高校生を対象とした思春期保健講演会を通じ、自分の命や相手を大切にするということを学ぶことができている。	乳児の数が減少しているため、乳児ふれあい体験を行うことが難しくなっている。	保健福祉課
---------	---	--	---------------------------------------	-------

基本目標：3. 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援
 施策の方向：(1) 子どもの貧困への対策

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
要保護・準要保護児童・生徒への援助	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育にかかる経費の一部(学用品費、給食費など)を援助します。	経済的な理由にかかわらず、子供たちが義務教育を平等に受ける機会を実質的に確保している。	制度が十分に周知されていない場合があるため、周知方法を工夫する必要がある。	教育委員会
奨学金の支給	人物・学業ともに優良な生徒のうち、経済的に高等学校や大学等の進学が困難な生徒に対し、審査のうえ、学資を支給します。また、必要な要件を満たした場合、返還金の一部を免除します。	学業に専念できる環境を提供することで、将来の社会を担う質の高い人材育成につながる。	制度が十分に周知されていない場合があるため、周知方法を工夫する必要がある。	教育委員会
経済的支援の充実	児童扶養手当、ひとり親家庭への医療費の助成、福祉資金貸付制度の利用周知など、生活の安定と自立を助ける経済的支援を実施します。	子ども(未就学児から高校性まで)とひとり親(父母)の医療費を助成することで、家庭への負担を軽減させる他、子どもの適正な医療を確保し心身・健康を保持する。	扶養している親の所得が上がり、扶養から外れてしまう場合がある。また県外の医療機関を受診する際には役場窓口で領収書を提出する必要があり、受給者の手間となっている。	住民税務課 (町民生活課)
		児童扶養手当の制度周知やひとり親家庭へ、貸付を行っている社会福祉協議会や県等、関係機関へつなぎ支援した。また、団体からの寄付によるお米を、ひとり親家庭等へ提供した。	今後も制度周知を図っていくが、潜在的なニーズをどのようにして把握していくか課題である。	保健福祉課
相談体制の充実	関係機関との連携のもとで相談体制を充実させます。	家庭相談員とのかかわり中から、生活困窮世帯への家計相談等関係機関へつなぎ支援を行った。	生活困窮世帯は、経済的な理由にのみならず、複雑な課題を抱えていることが多く、解決に時間を要していること。	保健福祉課
		関係機関等と情報共有やケース会議等を実施することで、児童生徒・家庭環境の実態把握ができ、必要な指導・支援の手立てが図られている。	どこが主体となって進めるのか、対応するのか等、フローチャートをもとにした対応に課題がある。	教育委員会

施策の方向：(2) 子育て家庭への経済的負担の軽減

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
児童手当の支給	国の基準に沿って、児童手当を支給します。	・子育て家庭の経済的支援及び子どもの健全な育成を促進ができています。	・支給対象者に漏れがないよう、周知をしていく必要がある。	住民税務課 (町民生活課)
児童扶養手当等の支給	ひとり親家庭の状況に応じて、児童扶養手当の案内をし、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を推進します。	ひとり親家庭へ児童手当の手続きを案内することにより、児童手当を受けることができ、経済的支援の一助となった。	窓口での戸籍の届出や転入等の手続きがあった際に、ひとり親家庭へ児童扶養手当の案内をできるように、住民税務課との連携を行う。	保健福祉課
医療費の助成	子ども医療費、ひとり親家庭医療費、重度障がい者医療費について、引き続き助成を行います。また、小学校から18歳までの子どもの医療費を町単独事業として助成します。	未就学児から高校性までの医療費を助成することで、自己負担額が無くなり家庭への負担を軽減させる他、子どもの適正な医療を確保し心身・健康を保持する。	県外の医療機関を受診する際には役場窓口で領収書を提出する必要があるため、受給者の手間となっている。	住民税務課 (町民生活課)
要保護・準要保護児童・生徒の援助	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育にかかる経費の一部(学用品費、給食費など)を援助します。	経済的な理由にかかわらず、子どもたちが義務教育を平等に受ける機会を実質的に確保している。	制度が十分に周知されていない場合があるため、周知方法を工夫する必要がある。	教育委員会
特別支援教育就学奨励費の支給	「学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者」及び「特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者」に対し、経済状況に応じて、義務教育に係る経費の一部(学用品費、給食費等)を支給します。	通常の義務教育よりも費用がかかりがちな学用品費、修学旅行費などの負担を軽減し、経済状況にかかわらず特別な教育を受けられる機会を保障している。	制度が十分に周知されていない場合があるため、周知方法を工夫する必要がある。	教育委員会
奨学金の支給	人物・学業ともに優良な生徒のうち、経済的に高等学校や大学等の進学が困難な生徒に対し、審査のうえ、学資を支給します。また、必要な要件を満たした場合、返還金の一部を免除します。	学業に専念できる環境を提供することで、将来の社会を担う質の高い人材育成につながる。	制度が十分に周知されていない場合があるため、周知方法を工夫する必要がある。	教育委員会

実費徴収に係る補給付	保護者の世帯所得等を勘案して、3歳以上児の保護者が支払う副食費を補助します。	補助により、対象児童の円滑な保育利用が図られた。	特になし。	教育委員会
住田高校生への通学費補助及び在籍生徒への給食の提供	住田高校へ通学する生徒への通学費(実費分)の2/3を補助します。また、在籍する生徒に給食を無償提供し、心身の健康を促進します。	町内外から通学する生徒・保護者への物理的・経済的支援を行うことで、安心して学業に専念できる環境づくりに取り組んでいる。	実態に照らして運用していく視点が必要。	教育委員会

施策の方向：(3) 児童虐待防止対策の充実

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
児童虐待に関する啓発・相談活動の推進	児童虐待防止についての意識の啓発や相談活動を充実させ、予防と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関するリーフレットを保・小・中の保護者や民生児童委員に配布、児童虐待防止月間には、広報紙に掲載することにより、予防の啓発や早期発見につながった。	児童虐待に対する保護者の理解を深めることが重要だが、リーフレットを配布する以外に有効的な予防啓発活動がないこと。	保健福祉課
		児童虐待防止について、年々意識の啓発や相談活動が充実している。	教育委員会と関係部署がより連携を密にしていくこと。	
児童虐待の対応	虐待に関する相談を受け、児童相談所や支援センターなど関係機関と連携して子どもの安全を確保します。	保育園、学校、病院等関係機関と連携することにより、子どもの安全確認や児童虐待に対する対応をすることができた。	困難事例があった際の対応について、児童相談所との連携について。	保健福祉課
		迅速な情報共有と連携によって、適切な対応が図られている。	教育委員会と関係部署がより連携を密にしていくこと。	
家庭相談の実施	育児不安を持つ保護者のために、家庭相談員を配置し、相談の充実を図ることにより虐待防止に努めます。	不安を保護者から聞き取り、支援が必要なところは関係機関につなげた。	特になし。	保健福祉課
家庭訪問の実施	育児不安を持つ保護者家庭へ直接出向き、子どもの様子を確認する、保護者と相談するなど、直接的なサポートを行います。	家庭訪問を行うことにより、子どもの養育環境を確認し、養育者からの話を傾聴することにより、必要な支援へつなげる事ができている。	特になし。	保健福祉課
事前予防の推進	各種健診や、保育園で子どもの状態を細かく見守り、児童虐待の防止に努めます。	育児不安のある保護者と直接接点を持つことにより、児童虐待の早期発見・早期対応につなげることができている。	特になし。	保健福祉課

施策の方向：(4) 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
早期療育体制の充実	各種乳幼児健診や相談等で、発達の心配や支援が必要な子どもに対し、療育体制の充実を図ります。	療育教室への通級が必要な児に、大船渡市、陸前高田市の療育教室を紹介し、こどもの発達の支援をすることができた。	大船渡市、陸前高田市でも5歳児健診が始まり、療育教室の利用が必要な児が増加している。そのため、住田町の児が利用することが難しい状況となっている。	保健福祉課
乳幼児発達活動支援	子どもの発育・発達を助けるとともに、育児不安等の軽減を図るため、専門機関による個別相談事業を行います。	近年は、保育士からの園児に関する相談が多くなっている。子どもの特徴に応じた関わり方の助言がなされており、子育て支援につながっている。	個別の支援が必要な児が増えてきているため、本町でも療育教室を行う必要がある。	保健福祉課
親の会等の活動支援	疾病や障がいのある子を持つ家族が、相互学習等を通じて、育児上の悩みを相談し合い、問題解決していけるよう親の会等の活動を支援します。	会の活動支援をすることにより、会の集まりが交流の場として、相談につなげる機会をつくった。	感染症対策により、活動が制限されていた事や親の会の会員高齢化により、活動が出来なくなり解散の方向。	保健福祉課
障がい児保育事業(再掲)	集団生活が可能な月齢に到達した障がいのある子どもの受入れを推進します。	保護者及び庁内外関係機関と連携し、情報共有を図った上での保育を実施することにより、障がい児本人とその家族の心身のケアも図られた。	障がい児の利用ニーズに応じた、保育士の確保。	教育委員会
学校における特別支援教育の充実	特別支援教室において、障がいのある児童・生徒それぞれにあった学習指導や支援を行います。	担任教員の配置に加えて、町独自に生活支援員を置き、交流学級や通級指導のサポートに取り組んでいる。	特別な配慮を必要とする児童生徒が増加・多様化し、個別対応が十分に追いついていない現状がある。	教育委員会
特別支援教育就学奨励費の支給	「学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者」及び「特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者」に対し、経済状況に応じて、義務教育に係る経費の一部(学用品費、給食費等)を支給します。	通常の義務教育よりも費用がかかりがちな学用品費、修学旅行費などの負担を軽減し、経済状況にかかわらず特別な教育を受けられる機会を保障している。	制度が十分に周知されていない場合があるため、周知方法を工夫する必要がある。	教育委員会

基本目標：4. 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

施策の方向：(1) 保育園から小学校、小学校から中学校への連携強化によるなめらかな教育への移行

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
3、4、5歳児全員入所による就学前教育の充実(再掲)	幼児期の発達の特性に応じ、学校教育のはじまりとして必要な力の育成に努めます。	就学前教育の充実や、ケアを要する児童の早期支援開始にもつながっている。	保育士の継続確保。	教育委員会
保育園と小学校の交流の推進	様々な行事における交流や、一日体験入学などにより、保育園児と小学生が交流する機会を作ります。	年長児の就学への不安軽減や、職員同士の交流による情報共有や相互理解が図られた。	小学校教職員の異動による、事前調整。	教育委員会
保・小・中の指導者の交流の場の提供	保育園、小学校、中学校の指導者が集まり、様々な情報交換ができる場を提供します。	保・小・中の連携により、園児・児童・生徒の情報共有が図られ、滑らかな接続につながり、それぞれの校種で指導に活かされている。	今後も継続していく。	教育委員会

施策の方向：(2) 生きる力を育てる教育環境の整備

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
個々の学力に応じた多様な指導方法の充実	小規模校ならではの、少人数指導や学習支援員などを配置し、きめ細やかな学習指導・学校生活支援を行います。	個の特性に応じたきめこまやかな指導によって、学力向上につながっている。	現在では人的不足が甚大であること。人員配置を増やすことに緊急性が生じていること。	教育委員会
外国語指導助手(ALT)の活用	外国語指導助手(ALT)を町内保育園、小中学校に派遣し、国際理解活動や外国語教育の充実を図ります。	特に小学校の外国語指導で質の高い学習を提供することができた。	国際理解活動の一層の推進。	教育委員会
芸術鑑賞会の実施(再掲)	様々な分野の芸術に触れる機会を設け、感受性豊かな心の形成を図ります。	様々な分野の芸術に触れ、情操教育の質が向上している。	より多様な芸術に触れること。	教育委員会
地域創造学による郷土愛の育成	地域創造学による学習を通じ、ふるさと住田を愛する気持ちを育てるとともに、自ら学び伝える力を身に付け、地域について学ぶ教育を進めます。	児童生徒は地域創造学で学ぶことが大好きであり、探究的な学びを小学校、中学校、高校を通して段階的に実現できている。	研究開発学校が終了したことにより、支援員が減り、探究学習が困難になっていること。	教育委員会

地域における児童・生徒活動の促進	ボランティア活動や農業体験、各地域の郷土芸能など、地域教育力による支援を推進します。	地域創造学を通して、質の高い活動を実施することができている。	これまでと同様の成果を出すためには人員が不足していること。	教育委員会
キャリア教育の推進	児童生徒一人ひとりが社会的・職業的自立に向けて自己の将来の生き方や進路を主体的に選択できる能力・意識の育成に努めます。また、児童生徒が発達段階に応じた勤労観・職業観を身に付け、社会に貢献できる力を育てます。	何のために働くのか等の働き意義について理解を深めることで、生き方について考え、主体的に適切な進路選択をできるようになってきている。	地域創造学によって削られている時数について調整の上、よりキャリア教育の時数を確保すること。	教育委員会
情報教育の推進	学校ICTの活用を促進し、児童生徒がコンピューターや情報通信ネットワークを効果的に活用して、情報を収集、整理、発信する力を育てます。併せて、SNSによるトラブルや、ネット依存など情報化社会の進展に伴う課題に対応するため、情報モラル教育の充実に努めます。	教職員の負担軽減及び児童生徒の学習環境の向上が図られた。	児童生徒の特性に応じたデジタル教材の整備を継続する必要がある。	教育委員会
コミュニティ・スクール運営の促進	学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えます。	学校行事の参観の時期に行い、子どもたちの姿とともに意見交換をすることができている。	時代に応じた学校運営の在り方について、一層意見交換を活発に行うこと。	教育委員会
読書指導の推進	学校図書への充実を図り、教育活動内に読書の時間を取り入れるなど、読む力、想像する力の育成を図ります。	R5年度には、第57回岩手県学校図書館研究大会気仙大会が有住小学校で開催され、県内各校の実践なども共有することで、町内の各校の図書館教育のなお一層の充実が図られた。	情報端末を使用する時間が増えることに伴い、読書量が減らないようにすること。	教育委員会
森林環境学習の導入	豊富な森林や水源、種山ヶ原を舞台とした四季折々の学習を導入し、直接自然に触れ合う機会を作ります。	豊富な森林資源やその歴史的背景に関心と誇りを持ち持続可能な循環型社会への理解を深めることができた。	新たな指導者の養成が必要。	教育委員会
中学校及び高等学校の英語検定の助成	中学生及び住田高校生の英語検定における費用を助成します。	英語力向上のため、チャレンジを後押しする目的から検定費用を全額助成している。	検定費用の助成と併せて英語力向上のために効果的なアプローチが必要である。	教育委員会

海外派遣 事業費の 助成	中学生の海外派遣 事業にかかる負担の 一部を助成します。	異文化に触れ、多様な視点を 持つ機会を提供している。	国際理解を深める一助と なるようニーズを捉えなが ら企画、運営していく必 要がある。	教育委員会
--------------------	------------------------------------	-------------------------------	---	-------

施策の方向：(3) 次代の親の育成

事業の 名称	事業の内容	効果	課題	担当課
思春期保 健講演会 の開催	児童・生徒が思春期 の心身の発達課題 に適切に対応し、生 命の尊さの理解を深 める機会を提供しま す。	毎年生命の尊さについ ての講演を年1回行っ ているが、感想を見る 限り、どの程度理解 できているのか分か らない。	思春期の児への支援 や教育は必要である が、住田町民があま り通学していない 県立住田高校の生 徒を対象にすべきか どうか、年1回の講 演の実施で効果がど の程度あるのかの 検討は必要だと思 われる。	保健福祉課
乳幼児ふ れあい体 験事業	中学生を対象に、乳 幼児にふれあい機 会を設け、命の尊 さを学び、母性・父 性の育成を図りま す。	実際に乳児とふれあ う体験をすること により、命の大切 さや赤ちゃんを育 てる喜び、育児の 大変さについて知 る機会となっている。	出生数が減少して おり、乳児とのふ れあい体験を行う ことが難しくなっ ている。	保健福祉課
職場体験 の実施	中学校期、高等学 校期における様々 な職場での体験活 動の推進と、「将来 」や「仕事」に対 する意識啓発を図 ります。	何のために働くのか 等の働き意義につ いて理解を深める ことができた。	地域創造学によっ て削られている 時数について、調 整の上確保するこ と。	教育委員会
男女共同 参画意識 の啓発	男女の平等意識 や男女共同参画意 識啓発のため、計 画を策定し、広報 活動を推進しま す。	計画策定・広報活 動を実施し、誰も が一人ひとりの個 性と能力を十分に 発揮できる男女 共同参画社会の実 現に向けた一助 となった。	講座を開設して も参加者が少な く展開方法を模 索している。県 との連携や定住 自立圏での取り 組みも視野に 検討が必要。	教育委員会

基本目標：5. 子育てに配慮した生活環境の整備と安全の確保
 施策の方向：(1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
良好な住環境づくりの推進	子育て世代が本町に定住して、安心して生活や子育てができるよう、安全で快適な住環境づくりを推進します。	計画期間中に3世帯の子育て世帯が入居し、うち2世帯が継続入居していることから、一定の定住促進効果がみられる。	① ニーズ適合性の課題 本事業の住宅は必ずしも子育て世帯向けを想定したものではなく、世帯ニーズとの適合性について十分な検証がなされていない。 ② 需給バランスと事業スキームの課題 町内では町営住宅や民間賃貸住宅に空きが見られ、総体として住宅供給が需要を上回っている状況にある。 本事業の住宅においても長期空室が発生しており、こうした需給バランスの偏りの中で、転貸方式(入居がなくても町が所有者に賃料を支払う仕組み)を継続することの妥当性については慎重に検討する必要がある。	企画財政課
安全で安心な公園・緑地の整備	子どもの身近な遊び場である公園や緑地を子どもたちにとって楽しく安全で、安心して遊ばせることができる場所として整備します。	整備はしていないが、既存の公演を適切に管理し、子どもたちが楽しく安全で安心して遊べる場所を提供している。	新たな整備には多額の予算が必要。	教育委員会
公民館を利用した遊び場の提供(再掲)	町内にある公民館を利活用した屋内の遊び場スペースを提供します。	放課後子ども教室や小さな拠点づくり事業で、公民館等を活用した世代間交流や地域文化の伝承活動等を実施することができた。	より多くの方に地域のボランティア等として協力していただく効果が高まると思われる。	教育委員会
園庭の開放(再掲)	在宅児童や親等に園庭を開放し、遊び場や交流の機会を提供します。	希望者に対して随時対応し、実施。	定期的な実施体制の確保。	教育委員会
安全な道路環境の整備	子ども連れでも安心して通行できるよう、道路の整備を進めます。また、未就学児が日常的に集団で移動する経路について、関係各所と連携の上安全確保に努めます。	町内の交通安全施設において、関係団体からの要望や指摘を受け、点検を行い、住民の安全な通行を確保し交通事故を未然に防ぐ。	・住民が安心して通行できる道路交通環境の継続的な整備。 ・既存施設の更新も必要 ため、新施設数の増加とともに、老朽化に伴う更新整備も必要となる。	住民税務課 (町民生活課) 建設課 教育委員会
防犯灯の整備	防犯灯の適正な設置や維持管理により、地域の安全を図ります。	防犯灯を更新することにより、夜間の安全の確保と、LED化による省エネ・CO2削減を図る。	地域の整備状況のバランスや公平性を確保しながら継続して整備に取り組む必要がある。	住民税務課 (町民生活課)

施策の方向：(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
交通安全施設の整備	通学路等、定期的な点検を行い、子どもたちが安全に通行できるよう、交通安全施設の整備に努めます。	町内の交通安全施設において、関係団体からの要望や指摘を受け、警察署職員同行のもと各施設の点検を行い、住民の安全な通行を確保し交通事故を未然に防ぐ。	・住民が安心して通行できる道路交通環境の継続的な整備。 ・既存施設の更新も必要のため、新設施設数の増加とともに、老朽化に伴う更新整備も必要となる。	住民税務課 (町民生活課) 教育委員会
交通安全、防災、防犯指導の充実	警察等と連携し、交通安全教室等を通じて、園児・児童・生徒に対する交通安全指導の充実を図ります。	保育園、小学校、中学校、各所において交通安全と防犯教室を開催した。	特になし。	教育委員会
チャイルドシート・幼児同乗用自転車の幼児用座席のシートベルト着用等の啓発	チャイルド(ベビー)シートや子どもの自転車乗用時のヘルメット、幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルト着用の必要性などの情報提供を行うとともに、交通安全運動等にあわせて子どもの安全を徹底するよう関係各所と連携し啓発します。	広報すみたの交通安全情報コーナーでの普及啓発や町交通指導員による交通安全運動教室の実施。 特に自転車のヘルメット着用については、学警連と連携して行い、未着用はほとんどない。	チャイルドシートの正しい使用方法の普及啓発。 チャイルドシート、ベビーシートの未使用の実態があるか把握できていない。	住民税務課 (町民生活課) 教育委員会
学校警察連絡協議会、生徒指導推進協議会における活動の推進	学校の長期休暇に合わせた広報の発出、夏祭りなどのイベントにおける夜間見回りなどを行い、児童・生徒の安全に努めます。	夜間イベントでのトラブルや困りごとが発生していない。	特になし。	教育委員会
SNSでのリアルタイムの情報提供	マチコミを利用し、子どもたちが、安心・安全に登下校したり、友達同士で遊んだりできる環境を整備します。	教育委員会と学校が密に連携を取り、迅速な情報提供を実現している。	災害情報やクマ情報の役場からの発信については、公式LINEを使用すればより迅速な発信が可能である。	教育委員会

基本目標：6. ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向：(1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業の名称	事業の内容	効果	課題	担当課
乳児保育事業(再掲)	町内の両保育園で0歳児保育を開始しています。また、世田米保育園では6か月からの受入を実施しております。今後の0歳児保育の適切な実施については、利用者の意向や課題等を踏まえながら、検討していきます。	近年増加傾向にある、産後早期職場復帰を望む家庭への支援へつながった。	0歳児の利用ニーズの増加に応じた、保育士の確保。	教育委員会
障がい児保育事業(再掲)	集団生活が可能な月齢に到達した障がいのある子どもの受入れを推進します。	保護者及び庁内外関係機関と連携し、情報共有を図った上での保育を実施することにより、障がい児本人とその家族の心身のケアも図られた。	障がい児の利用ニーズに応じた、保育士の確保。	教育委員会
延長保育事業(再掲)	保育園の通常開所時間外の保育ニーズへ対応し、利用者の利便性向上を図ります。	利用実績なし。	—	教育委員会
病児・病後児保育事業(再掲)	現在、町内では実施しておりません。利用者のニーズを確認しながら、実施について調査・検討していきます。	—	利用者数が一定ではないため、受入施設、人員体制が町内単独での実施が現状困難。	教育委員会
放課後子ども教室(再掲)	有住地区の子どもを対象に、放課後の居場所づくりとして、適切な遊びや学習の場を提供します。	放課後の子どもの居場所づくりとして、施設を開放し、遊びや学習の場を提供している。	支援が必要な利用者が増えていることから、支援員の負担軽減を図る対策が必要である。	教育委員会
学童クラブへの支援(再掲)	世田米学童クラブの運営支援をおこないます。指導員の資質向上と地位確立のため、研修等への積極的な参加を促していきます。	保護者主体の学童クラブ運営費の支援をはじめ、指導員の研修を促がした。	社会情勢の変化に伴い支援認定を受ける児童の増加傾向がみられ、それに対応する職員配置の課題が懸念される。	教育委員会
育児休業制度等普及啓発事業	事業所における育児休業制度の一層の普及を促進するため、制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を実施します。	各事業所が育児休業制度について理解することにより、育児休業をとりやすい環境を整えることができるよう啓発活動を行った。	事業所への普及啓発がより効果的に実施できるよう、検討が必要である。	保健福祉課
育児支援等各種情報提供事業	育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供に努めます。	各種制度を情報提供することにより、出産後も父母共に安心して、職場復帰できる。	情報提供方法をどのようにするか。	保健福祉課

